

監獄雜誌

第八卷第十二号

目 録

- 第八卷終刊の辭……………(一頁)
● 論 說……………(三頁)
● 教育と犯罪の關係(帝國教育會に於て)
- 講 話……………(一六頁)
● 獄制論一斑(第六回)完結……………(一六頁)
● 小河滋次郎君
- 出獄人保護……………(二四頁)
● 皇恩に感じて親の恩を顧みたる美談……………(二四頁)
● 天福堂主人
- 特別寄書……………(二五頁)
● 監獄作業の委旨(承前)完……………(二五頁)
● 中村 襄君
- 監獄衛生……………(三四頁)
● 肺結核の豫防……………(三四頁)
● 天福堂主人
- 雜 錄……………(三六頁)
● 囚人及刑事被告人押送規則の發布●看守給與品規則の解釋●
● 北海道監獄に關する法令の異例は悉皆改正廢止の風説●監獄課
● 長の榮轉●監獄巡視官二方面に向ふ●典獄の任命●監獄課長の
● 後任は如何●來年度監獄看守の俸給……………(三六頁)
● 小河滋次郎君
- 獄事叢談……………(四〇頁)
● 獨逸國會に於ける監獄に關する建議及質問……………(四〇頁)
● 小河滋次郎君
- 通 信……………(四八頁)
● 英領香港監獄事情……………(四八頁)
● 在臺灣總督府 工藤 襄君報告……………(四八頁)
● 英文略解……………(五六頁)
● 英語手引草……………(五六頁)

警 察 監 獄 學 會 發 兌

身 々 老 實 ス 爲 レ 價 用 辨 シ 屢 ヲ 其 豫 ノ ル ナ 上 十 學 法 キ

英 小 河 滋 次 郎 先生 著
國 多 羅 旬 先生 原 著
霧 月 松 尾 音 次 郎 先生 譯

○刑罰及犯罪豫防論 附 出獄人保護論

全 壹 册

菊 版 大 本 五 百 頁
上 製 金 八 十 錢 郵 稅 十 二 錢
並 製 金 七 十 三 錢 郵 稅 十 錢

社會問題の今や世人の最注目となれり就中刑罰及犯罪豫防問題の最緊急の要物となれり大赦減刑令執行の結果として一層世人の注目する處となり出獄人保護事業の各地志士の設計企畫あり至れり此種事業の参考書を要するに極て急なり時に本書の英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名萬國に雄飛する多羅旬氏の近著にして實に志士の要求を満足せしむる參考益書たり然れども本籍頗る鴻卷なりを以て適宜抄録摘譯したるものを見るの外なく予輩大に憾みとし請ふて全篇を精譯し出版の舉をなせり惜むらくは斯道の考究未だ多からざるを以て僅々需用の員數に當てし五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸君の清需に應せんご欲す乞ふ至急に申込あらんとす

北海 天福堂主人編

○立志美談

全 壹 册

定價金三十錢
郵 稅 四 錢

囚人看讀の用に供する書籍にして未だ好良のものなきは當路諸君の常に憂とせらるゝ處予輩亦夙に之を憾とし曩に在北海の教師徹聖留岡君、霧月松尾君、長陽阿部君、駿堂大塚君、濃川水崎君等の講演を挿めり、囚人看讀の用に適せりと信ず、素より囚人のためにのみ筆を取りたるに非ざれば或は家庭に或は職工場に備へ自助立志の奨勵となして可なり、各府縣監獄署既に圖書に備へられたる向多し、又予輩先きに刊 教誨叢書は目下休刊せり、該書の愛讀を申込るゝ諸彦には代りに立志美談を以てせられし行せし

大 賣 捌

同 京 橋 區 出 雲 町 一 番 地
同 神 田 區 一 ッ 橋 通 町 七 番 地

出 版 元

有 警 原
斐 醒 胤
閣 社 書 房
書 書 店 昭

内務省警保局長兼監獄局長
改正條約實施準備委員

寺原長輝君題字

内務省監獄事務官

小河滋次郎君序

三重縣參事官法學士

浦太郎君序

警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

●ボツケット入小本
●船來上等紙
●定價一部三十五錢
●選送料一部金四錢

●紙數二百餘頁
●本綴惣クロース
●金 字 入

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ日監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閲を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上道憾なからんとを期せられんと切望に堪へず

●豫約法

一豫約減價一部前金三拾錢
一五拾部以上一括御送本の個所は代

金二ヶ月賦同百部以上は三ヶ月賦
同二百部以上は四ヶ月賦として御
拂込あるも妨なし

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以

着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

明治三十年十二月

警察監獄學會

の部數今や毎號五千の多きに達せり、是れ偏へに本會々友會員讀者諸君の愛看の然らしむる所にして諸君が斯道に熱注せらるゝの至誠以て證すべきなり、而して時世の進運は時に盛衰張弛なきにあらざると雖も遂に條約實施準備の必要は他の必要に驅られ今年内務省中に監獄監督獨立局を新設せられ益々斯道の改良進歩を促進せられんとするの時期に會す、予輩諸君と共に斯道の隆昌を祝するに吝ならざる所なり、而して此獨立監獄局が其前途に大責任を負ふと同時に諸君の機關たる本會の行動亦大に期する所なきを得んや、蓋し之を實行するは一に諸君の誘導と訓誨に由らざる可らず、今や歳晚筆を收むるに當り既往の眷愛を謝すると同時に將來層倍の扶掖を希ひ併せて諸君の健康を祝し將來の幸福を祈る

論 說

●教育と犯罪の關係(帝國教育會に於て)

小河 滋次 耶 講述

井 上 貞 傳 速 記

予は監獄事業に従事する者にして教育の事には固より何等の經驗もなき一個の門外漢たるに過ぎず然れども多年予が従事する所の監獄事業に就き直接には此事業の基礎となり根本となるべき刑法及び刑罰の主義及び目的に就きて犯罪人處遇の理法を研究し間接には之を處遇する上に於て犯罪と社會的諸般の事相との間に密接、相聯結する所の關係ありて犯罪の起因、波及、及び増加を爲すものある事を經驗するに従ひ單に所謂刑罰なるものは世の犯罪を防遏し若くは減少するが爲めに其効力の甚だ薄弱なる否な寧ろ場合に由りては反つて之を増殖助長するの逆効あることを認め犯罪を防滅若くは減少して社會及び各個人の福祉安寧を保全する所以の道は刑罰の外、尙ほ他の諸般社會事業の協力に由り始めて其目的を貫徹し得べきことを確信するに至り殊に教育事業の如きは犯罪の消長と最も密接の關係を有するものにして統計學者エンゲル氏の如きは教育を以て犯罪防遏に對し刑罰に勝るの效果あるものなりと斷言せる所に由りて之を見るも予輩監獄事業に従事する所のもの、決して教育を輕視する能はざると共に苟も教育家を以て任ずる所の者の如きは犯罪若くは獄制に對して大に之を研究尋釋して其責任を盡さざるべからざるの義務あるを信ず是れ予が教育門外漢たるの身なるにも拘はらず本會の請ひに應じて聊か教育家諸君に對して鄙見のある所を開

陳せんと欲する所以なり
吾人々類は其自由的性情に於て我慾を逞ふし私利を達せんと欲するの傾向を有す曾て獨逸教育新聞に於てヘルムケ氏が「幼年犯罪者に對する刑罰の效果に就て」なる題目を以て論説したる内に引用したる教育の大家エレミヤースの言に曰く

試みに生兒を森林に放ち羆熊豺狼をして彼れが保母たらしめたりと假定せよ兒は終に兩乳を以て直立することを知る能はずして四肢に由て葡萄すべく其叫ぶや當さに羆熊若くは豺狼の呻唸咆哮するが如くなるべし人は人の生育を保て始めて其人格を成し精神は精神の教養に由て此に其完全なる發達を見るを得べし

と自然の性情をして其趨く所に放任せしめんか善惡邪正の由て別かるゝ所を知らず僅かに之を知るも其何か故に善正に就き邪惡を避けざるべからざるかの道理を曉る能はず私利我慾の性情は終に其趨動を驅つて人道に悖り社會の法律秩序に背反するの行爲あらしむるに至るを免かれず、人性自然の性情に對し即ち乳兒か其尙は未だ襁褓にあるの時に於て自ら既に好惡撰擇の慾望を抱き己れの意に滿たざる者は怒かり叫び或は動作を以て之れに抵抗せんと欲するの意思を表するの時に於て巧みに能く之を制限矯治するは是れ豈に教育第一着手の任務にあらずや其生育するに従て次第に之れに教養を施し始めは先づ「爲し得べきこと」と「爲し得ざるること」の分界を知らしめ進んで漸く其心智を開發して之れに善惡邪正の理解力を與へ一面德育を施すの傍ら一面、また智育を加へ家庭と學校と内外相俟て其力を盡し終に未來に於ける健全有用なる良民を造り出だすに至らしめんとことを期するは是れ豈に教育本來の目的なるに非らずや果して然らば教育の目的にして若し能く普及洽成するを得るとせば彼の人道に悖り社會の法律秩序に背反して私利我慾を

逞ふする所の行爲即ち所謂犯罪を爲す所の者は縱令ひ全く其絶滅を見るに至らざるも大に其數を減少するに至るべきは理の當さに然るべき所なり且つ夫れ事實の上より之を見るも犯罪人と成つて監獄に拘禁せらるゝ所の者の多數は皆な幼時、家庭及び學校の教養を闕く所の者にして殊に我國等の實況に就て之を見れば十中八九迄は殆んど皆所謂完全なる教育の恵みに浴したることなき者なりと謂ふも可なり憾むらくは我國監獄統計の調査は尙ほ甚だ不完全なるを免ぬかれざる也、また一方には所謂新式普通教育法なるものも實施の日の淺きが爲めに此に實數を以て犯罪人の教育に關する程度如何をば證明すること能はずと雖ども監獄當局者の確認する所に由て之を見るも蓋し子の前言之過當に非らざるを信じて疑はざる所なり普國は一般教育の能く普及せるを以て稱せらる然かも同國監獄に於て調査せる最近の犯罪統計表に據れば入監者中、完全の教育を受ける者は僅かに百分の九人にして普通の教育ある者百分の十七人、不完全の教育ある者百分の四十一人、全く教育なき者百分の三十三人に該當するの割合にして教育家の觀察を以て之を言へば其所謂不完全の教育なる所の者は全く教育なき者と殆んど同一に見做すを適當となすこのことなれば其實犯罪者總數の上に於て百分の七十四迄は全然教育の恩恵に浴せざりしものなりと斷言するも可なり一般教育の普及を以て稱せらるる普國に於てすら尙ほ斯くの如くなりとせば我國犯罪者の内に於て無教育者の多數を占めつゝあるの事實は理に於て之を推認するを得べく同時にまた教育と犯罪と如何に至大の關聯あるやをも知了するを得べし

社會の廣き人衆の多き生れて此自然的放情の發達に放縱し長して必智教養の恵に浴する能はざる者何ぞ夫れ限りあらん多くの親は即ち能く其兒を教育するの道を知らず或は之を教育するの道を施すことを欲せず甚だしきは即ち反つて其兒を邪徑に誘致せんことを務む若くは又善く其兒を教育せんと欲し且つ之を教育

するの所以の道を知るも生活の關係は彼れに許すに之を施すに足るの時と力を以てせず涕を呑んで止むなく其放縱に任かす者も亦尠からず其結果は即ち滔々たる幾千万の自然兒を驅つて盡く之を彼のエレミヤイスの所謂森林深き所羆熊豺狼の報母に由て生育したる兒童と一般なる善惡邪正の理解力なき禽獸同様の遊民たるに至り一轉以て終に社會國家を毒害する罪惡種族の渦中に趨注せしむるに至るを免かれず犯罪の淵源は實に此に在て存すクロチ氏曰く犯罪の毒は猶ほ「パチルス」の如しと一の遊民あれば此に十人の遊民を生じ十人あれば忽ち百人となり百人の波及する所は幾千万人と云ふを知らず社會犯罪の日を追ふて益々増殖瀰蔓する所以の偶然に非らざるを知るべきなり

世に所謂犯罪人なる者は決して一朝一夕に突生するものに非らず尤も多數犯罪人の内には或は貧苦、憤怒、迷誤等の爲めに或は情慾の發動を抑制する能はざるが爲めに或は或る行懸り上止むを得ざるが爲めに犯罪するに至るものなきに非らざれども是れ等は犯罪學上に於て所謂偶發的特別種類の者に屬し眞正なる犯罪人とは自ら其性質を異にするものなりとす眞正の犯罪人と稱する所のものは犯罪學上偶發的特种の者に對して之を習慣的犯罪者と稱し窃盜、詐欺、強盜等の多數は之れに屬し陰險、荒暴、犯罪は殆んど其天性の如く又職業の如く二六時中唯己れの私利我慾を逞ふせんと欲するに汲々し私利の爲めには道徳なく我慾の前には法律なし國權の大なるも彼れに向つては藁芥の微よりも輕し況んや眇たる個々の人權に於てをや吾人が名譽、生命、身体及び財産の安全は常に彼れの蹂躪する所となる監獄拘禁の囚徒なる所の者其多數は即ち此最も危険なる犯罪種族即ち所謂眞正の犯罪人を以て充たざるゝの事實なり試みに監獄多數の在監囚即ち眞正なる犯罪人たる資格を具へたる者に就て其既往の來歴を考察せよ生れて之を鞠育する所の兩親なく其之れある者は貧困に非らざれば即ち放逸無頼の遊民たるを免かれず或は繼父母の手に虐遇せられ或は

隣佑叱咤の下に驅逐せられ瀟灑腐敗の家庭に生育したる所の者、僅かに長して早く既に市井放浪の群に入り或は乞食となり或は拘摸と化し加ふるに到る所惡漢兇徒の之を歡迎するものありて巧みに其自然の獸慾を誘惑薰陶す内に家庭、整叔の愛養あり外に學校、嚴正の教育ある所の者動もすれば輒ち尙は市井無頼兒の誘惑する所となるを免かれず況んや其家庭若くは學校の之を愛養教育するなき所の者に於てをや如何んぞ能く善惡邪正を別つの心智を開發して飴の如き外物の誘惑に抗抵するの能力あるを得べけんや乞食は變じて拘摸となり放火となり或は窃盜と成て終に監獄に繋禁せらるゝの身となるに至る而して幼年犯罪者を監獄に繋禁して之れに刑罰を執行するの結果は反つて彼れをして峻嚴なる刑罰の意外に與みし易きものたるを感知せしむるのみならず益々其狡猾奸才を助長して一層其罪惡の能力を涵養するの傾向あるを見る故に其刑期満ちて監獄を出づる所の者皆だに忽ち犯罪を再びするに至るのみならず一回は一回より益々大に狡智を進め兇行を逞ふし終に強盜殺傷等の大惡も巧みに且つ容易に之を遂行し頑冥不靈、習、既に性を成し懲せども悔ひず誨ふれども悛めず罪惡の間に生長發達して終に先天的若くは慣習的、社會に最も危険なる本然の成年犯罪者となるに至る犯罪人の經歷、大概皆な斯くの如し是れ豈に教育家の大に研究すべき所なるに非らずや

唯物論者の説に據れば犯罪は神經系統に關する一種の疾病なり或は先天的若くは遺傳的に人身組織の變調より生ずる不可抗力の顯象なりとのことにして或は幾分の真理は其間に存在すべしと雖ども然かも事實……最も多くの事實が吾人に示めす所に由て之を見れば犯罪人の多數は前段記述するが如き所の經歷を取り大概幼年時代に於て家庭及び學校教育の恵に浴すること能はずして早くより既に放縱無頼腐敗瀟灑の境遇に成育したる者に拘り其秩序ある教育を受けたる者にして犯罪殊に所謂習慣的犯罪者となるものに至て

は其割合極めて僅少なりと謂はざるを得ず故に若し彼れ多數の犯罪人に對し其幼時即ち初めて犯罪の嫩芽を發するの時若くは既に發せんとするの時に於て家庭若くは學校教育の能く之を收養陶冶するものありせば社會犯罪の多數を未發に防遏し能ふべきは蓋し理の最も親易すき所なるに非らずや若し果して教育普及の力に據て犯罪を未發に防遏し得るものとするれば其發生し若くは増加する所以のものは是れ即ち教育家か其當時盡くすべき所の任務を果さざるに由るものなりと酷評し去るも當局者は蓋し之を解くの辭なかるべしと信ず。

幼兒を教養する所の任務は第一其両親に屬するは勿論にして之れに次ひて親族市町村及び國家も亦た其責務を負擔せざるべからず然るに既に前段にも之を陳述せし所の如く社會の廣き獨り両親の亡失せるもの少からざるのみならず偶々両親ある所のもの或は日々の生計に忙はしくして到底其兒を教養するの違ふあらざるあり或は道德上若くは形体上に於て全然其兒を教育するに適せざる等の事情に由り下層社會幾千萬の幼童は比々殆んど皆な其當然第一に受くべき両親の教育の惠澤を蒙むる能はざるものなりと謂ふも可なり然らば即ち之を其親族縁故の下に托せんか到底言ふべくして行ふべき事に非らず是に於てか即ち國家及び公共團體は其本然の職務として一般の安寧富強を促進するに必要なる未來有用の良民を教育するの責任を盡くす所なくんばあるべからず孤兒院感化院貧民學校等の設立を必要とする所以は即ち是故なり歐米文明の各國に於ては到る所此種の施設物を見ざるはなく或は公衆慈善の力に頼り或は國家法令の規定に基き官民一致盛んに資を投じて日に益々其完備周到するに至らしめんことを計り而して熱心其事に當る者は世の教育家と稱する者即ち是れなり顧みて我國今日の實況を觀察せよ漂浪頼る所なき可憐の貧兒は都鄙到る所群を成し罪惡に陥り又は將さに陥らんとする不良無生の少年は傲然隊伍を組んで市井熱鬧の地に出沒す

然かも今日に至るも釐殺の下、世界の大都たる周圍四里人口七百万と稱する東京市街に於てすら尙ほ未だ一の完全なる感化院救兒院若くは貧民學校の設備せるものあるを聞かず社會が宗教的慈善の同情心に乏しきは積勞の結果、今驟かに之を如何ともする能はざるの事情ありとするも國家が其當然盡くすべき所の任務を果さずして冷然恰かも對岸の火の如くに看過し殊に其卒先熱心して以て事に當るべき教育社會の有司にして殆んど毫も此に措畫經營する所なきものゝ如きは予輩の最も疑訝に堪へずして竒かに深慄痛慨して措く能はざる所なり。

苦痛に由て懲戒し兼て之を利用して感化を加ふ是れ文明各國に於ける現行刑法の本義とする所なり刑罰は教育に非らず刑罰上に於ける所謂教育とは唯だ之を組成する一要素若くは之を利用する附帶の手段たるに過ぎず故に刑罰は其本質に於て往々教育の本義と相一致する能はざるものあつて存す故に刑罰と教育とは全然其之を施す所の目的物を異にせざるべからざるなり刑罰は健全なる自由意思を有する所の者即ち是非辨別の知覺(所謂犯罪能力)ある犯罪者に對して之を課すべく犯罪あるも其是非辨別の知覺なかるべき所の者は宜しく教育の力に由て以て之を開發育成せしむるに至らずんばあるべからず若し夫れ教育の力に由るべき者に對して漫に之れに刑罰を斷するが如き事ありとせんか恰かも之れ僧侶に託するに疾病の治療を以てするど一般にして既に其目的とする務とする所の主体を同ふせず如何ぞ能く其効果を全ふし得べけんや暫だに其効果を全ふすること能はざるのみならず偶々以て恐るべき反對の惡成績を見るに至るを免かれず幼年犯罪者を監獄に拘禁して之れに刑罰を執行するの結果は當局者が如何に慎重なる注意を加へて之を扱ひ百般の施設が如何に周備完整せるにも拘はらず十中九までは盡く失敗に終はらざるなきの事實は古今東西の區別なく各國皆な均しく經驗し來りたる所なり是に於てか即ち文明各國の刑法は人生々理上の原則

及び國民風俗の實況を斟酌應用して此に犯罪責任の年齢期なるものを制定す責任年齢の期限は國に由り多少の異同ありと雖ども我現行刑法の規定に據れば罪を犯す時十二歳に満たざるものは罪を論せず(絶制的無責任の年齢期刑法第七十九條)其満十二才以上十六歳に満たざる者は其所爲是非を辨別したると否とを審案し辨別なくして犯したる時は其罪を論せず(條件付無責任の年齢期、刑法第八十條)人生是非を辨別するの能力は身体組織の健全なる發達と共に秩序ある教育の成効とに由て始めて其開發整備を見るを得べし是非辨別の能力なき所の者は未だ以て一人前の人間たる能はざるものにして刑法支配の下に措置せらるべきものに非ず立法者が劇然たる分界を此に設けたる所以の深意を知るべきなり立法者本來の希望より之を言へば刑法其罪を論せざる所の幼年者は他の一般善良の幼年者と同一に見做し之を普通一様の教育管理の下に放任せんと欲するにありと雖ども如何にせん一旦すでに罪惡に陥りたる所の者は將來尙ほ社會に危害を加ふるの慮れあるのみならず多くはまた之を收養するに足る完全の家庭あるに非ずされば一は以て公共の安寧を保持するが爲めに一は以て本人に對し矯正矯治の目的を徹底するが爲めに國家は即ち其間に處して多少公力を以て干渉の義務を盡くす所なくんばあるべからず是れ即ち我が現行の刑法に於ても不良少年懲治の規定ある所以にして(刑法第七十九條及第八十條)刑法、其罪を論せざる所の幼年者も情狀に依り年限を期して之を懲治場に留置せしむ歐米諸國に在ては刑法の外尙ほ民法其他の法令に依り親權に代はる少年教育法の規定を設け既に罪惡に陥りたる所の者は勿論其未だ罪惡に陥らざる所の者と雖ども漂流頼る所なき可憐の孤兒若くは乞食兒其他すべて市井に彷徨する無賴兒にして將に罪惡に陥らんとする不良の少年を收治教養す我國尙ほ未だ今日に至るも此方法の具備するを見るに至らざるは實に文明の一大欠點なりと謂はざるを得ず

刑事政策の上より之を言ふも犯罪を嫩芽に萌はるは容易なりと雖ども亭々たる喬木となりたる後ちに之を伐るは至難なると一般の道理にして將に罪惡に陥らんとし若くは既に罪惡に陥るも其第一初步に屬する少年を收養して之に其欠乏せる家庭的若くは學校的適當の教育收治を加ふることは所謂力を用ふること少くして其効を奏すること多きものにして然かも犯罪を其根本より剷滅するに最も策の得たるものなりと謂ふべし獄務に經驗ある者の言に曰く中年以上に至り始めて犯罪したる所の者は之を教養して善道に復らしむるの望みありと雖ども少年より漸次罪惡に生育して數犯の後丁年となつて監獄に入りたる所の囚人は到底之を改良感化するの望みなきのみならず此程の者は終に最も危險なる極惡を犯すに至らざれば則ち止まずと蓋し至言なり是を以て近來歐洲諸國に於ては到る處幼年犯罪者の處遇法を研究すること甚だ盛んならざるはなく獨り法律社會に於ける一大問題なるのみならず社會的一般必要の問題として朝野擧げて此に苦心經營する所あるの實況にして從て彼の懲治場又は感化院等のことに就ても孜々として其完整整備を計りつゝあるものゝ如し少年感化事業の宇内に冠絶して今や既に周到完備の域に進み從て其成績の著るしく善良なるものあるを見るは英國なり英國に於ては獨り立法上此事業に向て深く注意する所あるのみならず一般社會も亦た厚く之れに同情を表し兩々相俟て益々斯の事業の發達進歩を計ること既往すでに然り將來やた然るべく此點に就ては實に吾人をして健康の情に堪へざらしむる所なり英國に於ける斯業の創始者をチユーク、ラブ、リトズ氏とす氏は世に所謂親族制なるものゝ鼻祖にして前世紀の末葉に於ける所の大家なり爾來氏に同情して此事業に従事する者踵を接し國內到る所に幾多の感化院勃興し千八百五十四年以來立法上また此事業に銳意盡瘁する所あり終に千八百六十六年、同六十八年發布の法律を以て所謂「レヲルマトリー」(犯罪に陥りたる不良少年を感化する所とす)及び「イングストリヤールスタイル」(犯罪に陥らんと

する無告の窮兒を收養感化する所とすを創設するに至れり現今英國に於ては「レホルマトリースクール」六十一、收養男兒五千四百五十四人女兒千四百七十七人「インダストリアルスクール」百五十收養男兒一万四千七十四人女兒三千五百四十人總へて二百一十個所の感化院に於て合計二万四千二百十五人の男女不良の兒童を收養矯治するの實況なり而して其英國に於ける感化事業の成績を見るに幼年犯罪者の漸次減少するに至ること著るしく人口蕃殖、生存競争の益々激烈となるにも拘はらず曾て千八百五十六年に於て幼年犯罪の件數一万三千九百八十一ありし所のもの十年後の六十六年に於ては漸次遞減して九千三百五十六となり七十六年には七千三百三十八八十二年には一層減少して五十六年の半數以下即ち五千七百件となるに至れり加之丁年犯罪人の上に就て之を見るも曾て千八百五十四年に於て懲役に處せられたるもの二千五百八十九人ありし所の者千八百八十一年に於ては千五百二十五人に減じ同五十四年に於ける禁錮處刑者一万二千五百三十六人は八十一年に於ては九千二百六十六人に減少するに至れり其斯くの如き顯著の效果を見るに至りたる所以のものは監獄制度改良の結果にも由ることなるべしと雖も所謂犯罪を嫩芽に萌する所の感化事業其者こそ與つて最も大に力ありと謂はざるを得ず而して英國を始め歐洲各國に於ける感化事業の組織を見るに或は親族制ファミリーシステムと稱し或は學校制スクールシステムと稱し或は又軍隊制ミリタリーシステムと稱し多少其管理の方法を異にする所ありと雖も要するに刑罰に代ふるに教育を以てし教育の目的たる靈智良能を開發して一個完全の人間を養成せしむるの道を盡くすに至ては各國皆其軌を一にする所なり故に之が管理の局に當る所の者は大體先づ主として世の所謂教育家なるものに非ざるはなく予が歐洲各國を官遊して到る所幾多の感化院を歴訪せし所に就て之を見るも院長なるものも多くは曾て學校長等の經歷ありし所の者にして其直接に兒童を與かる所の管理者はすべて學校教員たる資格を有するもの限り實際また曾て學校教員として多年の經驗ある若

實老練の教育家を以て之れに任じあるの實況なり不良少年感化の目的は此くの如くにして能く其完成を期するを得べく立法者の意思も亦た此に始めて其貫徹を見ることを得べきなり然かも歐洲諸國に於ては感化事業今日の實況を以て尙ほ未だ足れりとせず益々進んで大に其完成を計るに汲々たるの事實は前段すでに陳述する所あるが如く殊に輿論一般の傾向は不良少年感化の事を以て國家當然の任務となし大小共盡く國費を以て之を經營維持せんことを要求するものも如く現に獨逸の如きは着々此方針に由て措置する所ありと認む不良少年感化のことは刑事上最も密接の關係あるものなるが故に法律家殊に刑法家若くは獄務家等の之に向つて研究を盡くし助力を加ふべきこと勿論なりと雖も彼れ歐米諸國に在つては此事業は殆んど教育家専門の任務として之に苦心經營しあるものも如く然らずんば則ち到底懲治感化の目的を貫徹し得べきに非らず先年巴黎に開設せし所の萬國監獄會議の實況に就て之を見るも幼年犯罪者處遇の事項は該會議に於ける必要問題の一たりしを以て各國知名の教育家にして之に參列したる者鮮からず中にはまた教育團體を代表して參列したる者あるを見たり以て彼れ歐洲諸國に於ては如何に教育家なる者が深く此事業に苦心を傾注しつゝあるやを知るべきなり

翻つて我國今日の實況に就て之を見るも無告漂浪の無賴兒は社會文明の進歩と共に殊に都會熱鬧の地に於て比年益々増加せるにも拘はらず刑法上僅かに機動的懲治場留置の規定あるのみにして民法及び其他の法令に於ては未だ一も親權に對して公權干與の程度及び方法を規定したるものあるを見ず社會の同情は甚だ薄く政府當局者も亦た冷然之を看過し當然其事に當つて熱血を濺ぐべき教育家其者に於てすらも未だ曾て一人の此事業に同情したる者あるを聞かず而して我刑法規定する所の懲治場なるものも眞に是れ名義上の區別たるに止まり監獄即ち刑罰執行の場所内に之を設け其管理法の如きは僅かに懲罰則に於て簡單粗漫な

る二三の事項を規定するに過ぎず況んや其之を尋常一般なる監獄官吏管掌の下に一任するが如きは無法も亦た極れりと謂はざるを得ず何れの國か懲治場を以て之を監獄一區劃の内に附設する所がある監獄官吏を以て之を兼攝せしむるが如き所に至つては未だ一も他に其類別あるを見ず彼れ歐洲諸國に在ては近年斯業に經驗ある學者等の所説に由れば所謂懲治とか若くは威化とか稱する慣用的幾分か刑罰臭味ある名稱すらも成るべく之を避けしめんことを欲するものゝ如し是を以て之を見るも懲治感化の事をして純然たる教育事業の專掌に任かすの必要を認めつゝあることを知るべきなり且つ夫れ我が刑法、懲治留置の規定あるも司法官の之を適用する場合甚だ少く多くは法律の許す限り是非辨別の能力あるものを見做して之を本刑に問ふ是れ蓋し立法者本來の精神に非ざることを勿論なりと雖ども如何にせん我が國未だ完全なる懲治場なるものゝ設けあらずして其設けある所のもは實際に於ては殆んど一も監獄の設備と異なる所あざるが故に縱し懲治場留置の規定を適用するも毫も其實効あるを見ること能はざるなり而して其本刑なる所のも多くは所謂短刑なるを以て之に向つて不完全ながらも監獄に於て矯治感化の法を施さんと欲するも其期間の甚だ短かき爲めに獨り監禁の若痛に由て彼れを懲戒せしむるの効力あざるのみならず偶々以て彼をして罪惡溷濁の空氣に浸染せしめ益々其心性を腐壞して邪智に長し奸計に進み再犯三犯遂に救ふべからざる惡漢兇徒に化成せしむるに至るを免かれず其幼年犯罪者の處遇に至ては實に予輩をして寒心に堪へざらしむるもの枚擧に遑々あざるの實況にして監獄又は懲治場なる所のもの彼等に對しては寧ろ犯罪養成の學校たりと謂ふも過言に非らず是れ豈に立法者本來の素志ならんや彼れが刑罰と教育との間に劃然たる分界を設け全然其管掌區域を異にせんと欲したる精神は我國に在つては未だ一も其實行を見ること能はざるなり我國近來頻りに犯罪人の數を加へ監獄警察費の増加を致し直接間接に國家及び吾人の危害を多から

しむるに至る所以のもの蓋し不良少年に對する處遇法の完備せざること其重なる原因なりと謂はざるを得ず三好退藏氏の調査に由れば我國明治十五年に於て幼年犯罪囚(懲治人を除く)九千十六人なりし所のもの二十三年に至りては頗る其數を増して殆んど一万人となり漸次遞加して二十七年には二万八千人の大數を見るに至れり僅々十年間に於て實に三倍餘の増加を致したるものと謂ふべし思ふに此數の内には違警罪處分の者は包含せられざるべく其他尙ほ之に證據不十分にして免訴せられたる者及び實際犯罪ありしも其犯人を逮捕若くは發見する能はざりし所の者若くは告發するに至らざりし所の者(幼年者の犯罪に就ては情實上等の關係より殊に告發するに至らざる場合多きものゝ如し)を併算せば其數の夥しきこと實に世人をして喫驚に堪へざらしむるものありと信ず我國幼年犯罪者の數を以て之を全國在監囚の總人員に對するときは殆んど四割弱に該當するの割合なり歐洲諸國中最も少年犯罪者の多數なりと稱するを獨逸とす然かも其犯罪囚總數に對するの割合は一割に過ぎず何ぞ獨り我國の多數なるや而して其少年犯罪者の再犯するに至る者の割合に就ては未だ精密確實なる統計表の徵すべきものなしと雖ども少くも過半数は即ち將來に於ける最も危險なる慣習犯罪者の候補たるの事實なり然るに獨逸は一割八分強佛國及び和蘭に於ける少年再犯者の割合は僅かに一割弱に過ぎず何ぞ其相違あるの甚だしきや若し夫れ同年齡なる普通少年の總數に對する幼年犯罪者の割合如何又は其犯す所の罪質に對する關係如何等をは精密に調査する所あらば大に世人をして此事業に感動せしむるものあるを信ず是等の點に就ては予未だ我國に就て精密の調査を遂げたる所あざれども幼年犯罪者の罪質は窃盜の其大部分を占むるは勿論にして詐欺放火奸婦等之れに次ぎ恐るべき猛惡なる大罪の幼年者に由て犯さるゝもの亦稀有の例に非らず而して其犯罪の發生する所以の源因は不良の家庭、惡友の誘惑放縱遊惰の慣習等概言すれば即ち教育の欠乏にあること千百すべて恰かも符

節を合するが如くなりせば教育家たる者豈に大に此に猛省する所なくして可ならんや教育家は其天職として自ら進んで大に此事業に銳意盡瘁するの任務ありと信す教育家にして能く其任務を盡くす所あらば我國も亦た將來大に犯罪禍害の減少を見るに至るを得べく有害無益の刑罰は次第に其領域を縮少するに至るべきなり

此他尙ほ或は犯罪責任年齢の適否に就き或は幼年受刑者の處遇法に就き或は又一般監獄に於ける教育施行の方法等に就き大に教育家諸君に訴へて其注意を請はんを欲する所のもの多々ありと雖ども是は姑らく他日の機會に語らんことを期す

講話

●獄制論一斑(第六回)完結

小河 滋次 耶述 策 轍速記

次は出獄人の保護事業であります、此事業は歐洲諸國に於きましても、早く既に其必要を認めまして、之を普及せしむることに、非常に力を盡しましたのみならず、到る處非常に多額の金錢を費やしたことがありました、今日までの實況に依つて觀ますれば、各國概ね失敗を以て終はつたといふ有様でござりまする、非常に熱心に力を盡した國が、力を盡したわけとれわけ多く失敗したといふことに爲つて居りまする、即ち此事業に付いて最も熱心に働きました國は、英吉利及び白耳義でありますが、失敗をしたことは此二國が最

も多かつたのであります、而して其失敗した原因は、何であるかといふのに、一言を以て之を言へば、國家が此事業に對して、餘り干渉をし過ぎたといふことであります、即ち保護會社の役人に、官吏の資格を與へたり、或は國庫から多額の金を補助したり、政府が之に向つて、大に監督を嚴にしたといふやうなことが、失敗の原因と爲つたのである、保護事業の感化事業と異なるといふのは、則ち此點であつて、素と免囚保護といふことは、純然たる慈善事業に屬すべきものであつて、既に慈善事業とあれば、國家が決して干渉すべきものではないのであります、免囚を保護するといふことであります、然るに保護會社の役人が官吏であり、相當の俸給を貰つて居る者であり、又會社は國庫に依つて補助せられてあるといふことでありますれば、詰り一つの官衙と擇ばないことであつて、其結果といふものは、會社が役所風と爲り、役員が役人風と爲り、自ら威嚴を保つ、悪く言へば威張る、然るに此處へ來る者は、一旦刑に處せられた不良の人間であるといふやうなことからして、保護會社が第二の監獄であり、又警察署であるといふことになつて、勢ひ出獄者が茲に來ることを嫌やがるといふことに爲り、又此會社で保護を受けるにした所が、恰も監獄で世話を受けるやうな考で、人を信するの念が甚だ冷淡に爲るのでありまして、其結果は、慈善といふ性質を離れて、世話をする方で役目の上から世話をする、受ける方でも嫌やうく己むを得ず、受けるといふやうなことに爲つて、従つて感化力といふものは、非常に薄弱と爲るのを免れないのであります、又免囚を保護する場合に於て、寄宿舎を建て、此處へ多數の人を集めるといふやうな、方法を執りましたものであるから第二の監獄、寧ろ不完全なる監獄が茲に出來て、罪惡の傳播が益々行はれて、折角監獄で改良せられた人間も、此處に來て再び罪惡の淵に沈むといふやうなことになつて、竟に犯罪人を保護會社から生ずるといふやうなことに陥つたのであります、今日では免囚を保護する場合に方つて、寄宿舎を設け、若くは茲に勞役

場を立てるといふやうなことは、最も不都合なことである、社會に於ては、先づ口入れといふやうなことを主として、成るべく會社の中に、足を留めさせないやうに致して、唯會社は口入屋と爲つて、監獄を出る前から豫め用意をして、相當の奉公口を求めて置いて、監獄を出づるが否や、會社が保護人と爲つて、其方へ差向けるといふことになつて居ります、此事は我邦に於ても、大に注意をしなければならぬことであります、併し日本では未だ経験も乏しいことであり、又社會一般の感じも進んで居らぬことでありますから、絶對的に寄宿舎の成立を不可とするといふことは、言はれないと思ひます、場合に依つては、幾何の出獄者を會社に寄宿さして置くといふことは免れぬであらうと考へる、殊に歐洲諸國の社會の生活の實況に就いて見ると、家族の人は各々一つの縮りのある部屋を持つて居つて、出入必ず鍵を掛け、他人が………假令一家内の者であつても、容易に主人の部屋に入ることの出来ないといふことに爲つて居りますから、假令出獄者を同居させて置いても、懸念する所はない譯であります、我邦の如き、打開いた家内の模様であつて見ますと、監獄から出たばかりの人を、同居させて置くといふことは、随分心配な話であります、それ故に先づ人に依つては晝間だけ製造場なり、商店なり、相當の職業のある所に出して、夜は寄宿所へ歸つて寝させる、寝る場合に於きまして、大勢を集めて置くことでありますから、不都合な話をしたり、不行儀な事をする弊のないやうに、誰か親切に世話する人があつて、此人が自ら枕を列べて、出獄者の間に挟つて寝る、寢物語にも、成るべく有益な話をするといふやうなことにしましたならば、弊害を見ることがなくして、却て實效を奏することが出来るであらうと考へます、此事は現に原胤紹といふ、此人は他年北海道で教誨師を勤めて居つて、監獄事業に熱心の人であります、先頃減刑の恩典のあつた時分に、一時に監獄を放免せられた、即ち北海道に於て自分が教誨を施して居つた、多數の者が東京まで、放免せらるゝことになりましたものだから、之を悉く自分が引受けて保護する、一時は殆ど二百五十人にも上つて居つたといふことであります、夫々行先の心配を付けて、今日では五十四五名を自分の家に引受けて置いて、さうして晝の間は他に通はして、夫々相當の職業を執らして居るといふことでござります、さうして夜に爲ると各々仕事場から歸つて來させるが、此歸つて來た所の者は、勞れても居りますから、實際大勢一緒に寝ても、存外静肅であるといふことであります、原といふ人は、自ら其間に挾つて寝る、親切に世話をしてやるといふことで、今日に至る迄、未だ一人の犯罪者も出ず、又保護者の許を嫌つて他に轉ずるといふやうな者もなく、極めて好結果に經過して居るといふことであります、是等の經驗に依つて見ましても、保護する人さへ其宜しきを得ましたならば、假に寄宿舎を設ける、雇主が充分に信用するに至る迄の間、寄宿舎に集めて寝させるといふことは、必ずしも不得策であるといふことは出来なからうと考へます、又保護を施す場合に於て、金錢を以て保護するといふことは、最も避けねばならないので、先づ勞力を與へる、己むなくば機械又は家屋を貸與してやる、即ち大工道具の無い者は之を求めて貸してやる、或は妻子を持つて、是非一家を構へなければならぬといふ、必要のある者には、家賃を廉くして、家屋を貸與してやるといふやうなことを力めて、金錢を持たせるといふことは絶對的避けねばならぬのであります、

次には保護を施す、さき者を避むといふことであります、保護を施すべき所の者は、充分改良の見込の立つた者でなければならぬので、例へば習慣犯であつても、習慣の未だ甚しきに至らぬ、即ち將來に改良し得らるゝ望のある者、或は偶發犯で、實際職業が無いが爲めに、犯罪するの已むを得ざるに出でたといふやうな者を、選ぶといふことが必要であります、如何なる種類の者も之を保護するといふやうなことになつて、例

へば前に申述べた如く、到底改良の望のない、或は先天的犯罪者であるとか、若くは墮落した習慣犯罪者といふやうな者でも悉く之を收容、保護するといふことになりますれば、必ず失敗を免れないのであります。或は到底改良の望の無いやうな種類の者こそ、社會に危険が多いのであつて之を收容するといふことが、最も必要であるといふ説を唱へる者があります。是れは保護會社の關係すべき性質のものでないのであつて、即ち警察權の範圍に屬すべきものであります。國家の權力を以て、之を會社から離隔せしむるといふことに、力むべき者であります。

又保護事業は動もすれば、救貧事業と混雜し易きものであります。其間には明かに境界を立つて置かなければならぬのであります。例へば勞力に耐へない、病氣若くは虚弱な者であるといふやうな種類の者は是れは保護事業の範圍に屬すべきものではなくして、救貧事業の範圍に屬すべきものであります。保護事業を起すに付いて、先づ第一に要するものは、金であるといふので、組織、方法の如何を問はず、先づ金を募集することに力めるといふ風に、一般に見へますが、是れは甚だ其當を得ないことであらうと思ひます。勿論此事業を成すに付いては、金を要するといふことは當然であります。方法さへ其宜しきを得れば、左支で多額の金を要さぬでも濟むのである、今日現に原などといふ人のやつて居る、保護事業に付いて見ても、原といふ人は、資産もない、一己の普通書生同然の人であるのであります。然るに此人が人の助力を假らずして、……多少慈善者の補助を得て居るとはいひながら、殆ど赤手で多數の出獄人を、適當に保護して居ることが出来るのであります。思ふに局に當る所の人にして、熱心であり、親切であつたならば、必ずしも金を集めずとも、此事業を實行することが出来るであらうと思ひます。又初から非常に規模を大きくするといふことは、詰り失敗を招くの原因であつて、私の考では、初は先づ規模の小さなものから、追々經驗の積むに従つて、之を擴張することにした方が宜からうと思ふので、例へば三人でも五人でも、成るべく早く實行するといふことを力めるのが、第一であらうと考へます。

保護會社の資金といふことに付いては、前に申した通り、歐洲に於きましては、國庫から補助をしたり、非常に手厚き注意を加へたことでござりますが、今日でも到る處の各國、多少の補助は國庫から、之を爲して居るといふことに爲つて居ります。獨逸では、政府としては、成るべく此事業に關係することを避けて居る方針で、従つて國庫の補助といふものは、少しもござりませぬが、王室が之に向つて同情を表するといふことが深く亦年々相當の補助金を、王室費の中から補助せらるゝといふことに爲つて居ります。先帝の銀婚式を執行せられた時分に、王室から慈善金の下附がござりました。其大部分は之を免因保護會社の補助金に充てたといふことでござります。其他は市町村の團體で補助するといふことに爲つて居ります。免因保護事業の性質として、富に然るべきことであつて、獨逸に於て實行して居る所の方法は、將來我邦の模範に爲すに足りるであらうと思ひます。又國に依りましては、監獄工業資金の殘餘を以て、免因保護の事業に充て、或は監獄在監囚の工錢の利子を以て、之に充てるといふことに爲つて居る所もあります。近頃我邦に於きまして、二三の地方で、毎年縣會より相當の補助金を、保護會社に寄附するといふ向があります。此の如きことは最も適當な方法であらうと思ひます。又我邦に於きまして、今日囚徒の工錢として保管してある金額は、非常な多額なものであります。是は總て利子を附せぬで保管して置くといふことであります。誠に無益な話である、宜しく之を利用して、相當の利子を附けて、出來得べくんば之を以て免因保護の資金に充てるといふやうなことに爲つたならば、宜しからうと思ひます。之を要するに、感化事業でも、保護事業でも、第一の要件は、其局に當る所の人を得ることにあるのであり

ます、單に名望があるとか、或は學識があるとか、經濟の才に長じて居るといふやうな人では、決して此事業を託することは出来ないものであります、會社を成立せしむるに急なるが爲めに、唯名の有る人を奉じて、會長となるとか、或は何とかいふ役員の名義を與へるとかといふやうなことは、甚だ其宜しきを得ないことでありまして、全体役員の数も多くして、會長とか、副會長とか、評議員とか、名譽員とかいふやうなものを多數設けるといふやうなことは、實效を奏する上に於て、却て有害であると考へます、寧ろ其實は會社組織であつても、一個人の名義にして、其名義の人が實際の局に當つて、保護なり、感化なりの世話をする、即ち個人的の感化力を強めるといふことに、力めなければなるまいと考へます、唯漫に大頭を戴いて、會社風を表白するといふやうなことは、慈善事業の本旨に反することであらうと、私は確信致します、
終りに臨んで、一つ此頃私の感じたことで、御参考にして置きたいことがありますが、矢張り一つの保護事業である、最も簡易にして、且つ有力なる事業であると感じたところでござりますが、唯我邦のみに見ること、歐洲各國、到る處に決して見ることの出来ないものであります、それは則ち我邦で謂ふ所の、監獄の差入屋といふものであります、此差入屋といふものは、監獄に居る者に、食物其他種々の物品を差入れ、又は在監人の出入を送迎する所の人の爲に、設けられてあるものであります、全体監獄から出る所の人を、恰も戰場から凱施でもして來た人を迎へるが如くに、大勢寄集つて迎へる……わの社會では、歡迎といふ字を使つて居りますが、迎へるといふやうなことは、誠に不都合な次第であつて、社會の風儀にも關係すること、實に慨嘆すべきことであります、如何せん此惡風といふものは、我邦到る處に行はれまして、監獄といふものがある以上は、假令十人内外の少數のものを入れて置く小監獄でも、其前には必ず差入屋を立てるといふ必要……即ち送迎するものがあり、食物其他のものを媒介させる便宜の爲め

に之を利用するのであります、若し在監人に向つて濫に色々な物品を差入れたり、或は之を送迎する者がなかつたならば、従つて差入屋といふやうなものは成立するといふことが出来ないであらうと考へます、歐洲諸國に於て、此の如きものゝ痕迹の無いといふのは則ち社會が必要を感じないからであるのであります、あちらでは刑事被告人に對して、食物を支辨させるといふことを許して居りますが、其食物は總て監獄に於て調理すること、他から食物を入れるといふやうなことは、全くないのであります、我邦に於ても、將來監獄則の改良の場合には、斯ういふ組織にしなければ、充分取締が立たぬであらうと思ひます、兎に角差入屋といふものがあつて、之が爲めに立派な辨當を入れる、監獄に拘禁せられたが爲めに、曾て見たこともない御馳走を食ふ、監獄は恰も氣樂な宿屋の如き、体裁を見るに至るといふのも、全く差入屋といふやうなものがあるが爲めであつて、それが爲めに直接間接に、餘分の費用を掛けるに至ることを免れないのであります、それで私の感じたといふことは、近頃私が兩根に轉地療養中、聞く所に據りますのに、神奈川県管内であります、……所は忘れましたが、兩根附近の或町村に於きまして、一つの規約を立て、若し其町村から何かの間違ひで、監獄にでも拘禁せらるゝに至るといふやうな者があつた場合には、之に對して、其町村の人は一切差入物などはしない、之に要するの費用を以て、若し妻子が貧困に迫つて居れば、其妻子を補助する、或は其者が出獄した後には、非常に貧困に苦しむといふやうな場合に於ては、之に補助するといふやうなことに致したとござりますが、即ち是れも、一の適切なる保護事業であつて、斯様な風に各町村……全國一般に申合せでも定めるといふことに爲りましたならば、其結果といふものは、詰り差入屋も成立することが出來ず、唯り監獄に於て、適當に規律を保つことが出来るのみならず、社會の風儀を保ち、囚人の改良を奨勵する上に付いても、大なる効果を見るに至ることであらうと考へます、

餘り長談に亘りてするから、今日は是れまでで致して御免を被ひりまして、謹んで長時間の清聴を謝することとてござりまする。

出獄人保護

●皇恩に感じて親の恩を顧みたる美談

天福堂主人

出獄人保護事業は全然、監視執行引受所にあらず、語を換れば私立の別房留置監にあらず、とは本事業の意義を誤たざるため予が絶叫するところなり、實に彼らを保護するは彼らの歸着、彼れ自身の落附をつけさせ獨立自活なさしむるにありと信ず、故に彼が親戚の調和を圖り親戚の保護を受けさする等心を盡すときは其手段を得るとも少なからず、左の一記事は戸川殘花大人が某の書中に述べられたるものなるか、斯業當事者の一考にもかなど之に轉載す

中村重吉と云ふ出獄人は、東京出生の者なれども漸く物心を覺へたる八九歳の頃より悪童の群に入り、何處の家と定むることもなく、漂泊流浪云はん方なく悪行のみ募りゆき、度々の犯罪にて刑せられ、いと無く親兄弟の音信も絶たれば、其後は己れが生れし町所さへも知らず、親兄弟の生死は勿論知らず、今回大赦の恩をうけ原氏の許にて保護せられ木挽を業として其日其日を營みぬ、さて重吉は朝に夕に説き教へらるゝ教導に心を傾け、過去の事を顧みれば、世には出でじと思ひ切りし終身懲役の刑を免され、再び安寧の風に吹かれしこと、難有く思へば親兄弟を慕ふ心も起り、住所は元より定かならねど、幼な心に覺ぬ

る軒看板や店飾を見當になし、こゝかそこかと尋ねあるきぬ、第三日目と云ふ夕暮に、尋ねあぐみし眼に映せし者は、誰なるか、昔、おっかあ〜と呼びたる姿も、今は戴く雪の白髪、顔は皺クチャ、衣服は襤褸、腰は曲りて歩行もはかどらず、トボ〜とせし姿は變れども、たしかに我が母なり、重吉は我れを忘れて側近くに走せ寄りたれど、眼もはや曇りてか我を見認めず、聲を掛くれど耳も既に聾しか聞留めず、近きて見るに愈よそれと思はるれば、聲を高くして「おっかあ」と呼留れば、老婆は首をかたむけ「誰だ」「重だよ」と、云へば老婆は此聲を聞くや否や「重か」と云ひさま近寄る我兒の肩に抱きつき可愛の涙留どめかね、聲高く咽びたり、奇遇なる哉、只一人の男兒、殆んど亡ひし男兒と再び相見し母子の再會、恰も亡へる兒の蘇生りしが如く、失へる物を尋ね得しに似たる感謝、世に亦例す可きものあらんや、彼れ母子は今や一家團樂して喜び樂しみぬ、此頃も原氏夫妻が彼れの家を訪ひし時に、老婆は日向ぼっこ爲ながら花足袋を縫へり、其手間賃は十足縫ふて二錢なれば二日三日かゝりて十足縫ふとの話を聞き「婆さん、重さんが稼ぐからそんなことを爲んでもい〜じやないか」と云ひし時「ソレデモ旦那、朝廷様の御恩で、重が歸て來たからこそ斯うして居られさすれど、遊んで居ては濟ませんから」と答へたり、聖恩枯骨に及ぶと云はん、この家庭の花の香しきを思へ

特別寄書

●監獄作業の要旨(承前)

第十二 囚人をして製作せしむる物品は大小及價格の高低に拘らず要意周到親切なるを要す

中村襄

抑も四人となる原因は千差萬別枚擧する能はずと雖ども之を要するに平素怠惰にして且つ社會に對する交誼の感情に餓ゆる憔悴薄なる者蓋し其多きに居らん然らば則ち四人を遇する造次顛沛の間と雖ども勉めて其惡習を剷除し清誼を涵養することに注意せざる可らず而して之を涵養するの要具は殊に役業を教授し物品を作らしむるの間を以て頗る恰當の時機なりとす然るに此好機を管に利用せざる而已ならず却て之を顛用し四人をして倍々交誼を失せしむるの感を惹き起さしむるとなしとせず這は他なし粗惡の物品を作らしめ且つ其物品を過當の價格に販賣するが如きこと即ち之れなり其弊害亦言ふに忍びざるものあらん其任に該る者慎重に慎重を加へずんばあるべからざるなり

第十三 四人を使役し之を指揮監督するの任にある者は意思を全体に普及し且各囚の性質を洞察するを要す

四人を使役し其勤怠を監査するには意思を全体に注ぎ彼我偏重なきを要す然るに事爰に出ずして或る一方に偏重し他の一方に輕失し敢て顧みざるものあるが如し例へば囚人が製作する所の物品珍奇なるか若しくは技藝殊に長ずるものなる歟或は其製作品に自己の關係を有するが如き場合には特に長く佇立し又は屢々巡回し恍惚として其製作品を感視し或は手を觸れ或は指圖し或は質問し甚だしきに至ては公務外の言語を交ゆる等一向他囚の勤怠に視線を注がざる者なしとせず斯ては各囚の性質を洞察する能はず却て彼囚人の爲めに職務に不精なる弱點を看破せられ從て命令を勵行する能はざるに至るは勢の免かれざる所なり之れ即ち彼れに輕侮せらるるに非ずして己先自らを輕侮するものなり是自ら戒め自ら慎まざるべからざるなり

第十四 物品を囚人に製作せしむるには注文者の誰たるを知らしめざるを要す

監獄に於て物品を製作するには公平無私を主とし毫も偏するなきを要するは勿論なり若し注文者の如何に由り精粗質を異にし製出時を遅速するが如き事ありとせんか其所爲或は囚人に出づるとは云へ其局に該る者管々に信用を損傷する而已ならず作業の不振を來し且囚人の感化を阻害する等の害實に擧て數ふ可らず當局者たるもの篤く謹慎をざる可けんや

第十五 囚人をして物品を製作せしむるには一旦指定したる方法を變更せざるを要す

凡そ物品を囚人に製作せしむるには其囚人の技藝の熟否を考案し製造の方法及程及工錢并に製出の期日等に至る迄確然指定するにあらざれば實際之を指揮監督すること能はざるなり然るに事の爰に及ばざるのみならず甚だしきに至ては之を囚人と談合することあり故を以て已に製作に着手し始めて不便不都合を發見し又は其成就すべからざるを悟り若くは囚人の申告により俄かに之を増減變更したために諸事に齟齬を生じ囚人をして空しく拱手安坐せしめ且つ其素品をも烏有に歸せしむるに至るとあり此は指揮監督する者の不勉不熟練なるに職由するものなり而して其害や常に請負業に於て甚だしきものあるを看る例へば茲に上中下の三級に分つ可き製品ありとせん其物品の可否を甄別するの識能なき時は利害を異にする者即ち雇主若くは其代理人等の意志に任せるを得ざるに依り其上品を中に中を下品に編入せらるるも敢て之を拒否する能はず其結果は一に囚人に不利益を被らしめ其憤怒を招き一は官の取入を減少し公務に不忠者となり遂に囚人を督勵する能はず却て囚人の爲めに使役せらるるが如き奇觀を顯出するに至る可し其職にある者深く猛省せずんばあらざるなり

第十六 監獄の製作品代價は市價より高價ならざるべし又低價ならしむる能はざるべし

監獄製作品の價格は時に高價に過ぎ時に低價に失し常に正鴻を缺き人をして往々奇異の感を起さしむる

事跡なしとせず之れ畢竟當該者の不勉不精に因らずんばあらざるなり然れども若し當該者に對し其低價の故を問へば即ち得々として云はん之れ素品購入の廉なると人夫賃の低價なるが爲めなりと又高價の故を詰すれば必ず怫然として云はん之れ素品の良好なると(彼の所謂素品の良好とは假令へば手桶一個を製するに半赤杉半白杉にて造るが如し故に半は二ヶ年を保つも半は一ヶ年にて腐れ高價の効なきもの多し)製作の堅固(此の所謂堅固とは箱又は桶等にして重力を要せざる所は厚き又太きものを用ひ若しくは不必要用の所へ金釘を亂打したるものを以て堅固とするの類)なるに因る請ふ坊間の店頭品と同一視する勿れと而して毫も省みるの意思なし之れ監獄製作品の價格が常に其當を得ざるの誹を免かれざる所以にして殆んど一般の通弊たり而して今日奮て之を矯正せんとする者なきは蓋し微事なりとするならん歟凡そ工業に於ける價格の當否より重且大なるものはなし豈須臾らくも之を等閑に付して可ならん乎抑も監獄の工業が其改良事項中の一大要件たる事は已に之を述たり而して其工業が斯くの如くにして荏苒久しきに瀰らば恐くは其害や他の改良事項をして徒勞に歸し去るべし否管たに徒勞に歸し去る而已ならず又囚徒の感化を阻害し延て作業の癡頽を來すべきは炳として火を賭るか如し

憶ふに監獄製作品の價格か素品購入及賃金の如何に關するは勿論なりと雖ども其低價が唯一に之れに因ると云ふが如きは寔に謂はれなき皮想の見に非らざれば一時を彌縫せんとする者の通弊なり何んとなれば素品の購入が普通價格より廉ならず囚徒の工錢も亦底なるものに非らざるは苟も斯道に在りて之れに着眼する者の夙に認むる所なればなり又其高價なるものに對し良材を用ひ堅固に製作せりと辨するも其實良材の効用法を知らざる者ならん歟難じて爰に至れば當該者必らず云はん監獄の製作品價格が果して難する如くんば何人か首を垂れ辭を卑ふし煩を厭はず來り製作を乞ふ者あらんや然るも尙ほ續々として

之れあるは則ち事實にして理論にあらざると其言や善し余も亦敢て之れを否まざるべしと雖ども是を以て製作品價格の正鵠なるがためなりと云ふに至ては其迷忘の甚しきものと云はざるを得ず彼の注文者が垂首卑辭而かも敢て煩を厭はず來り製作を乞ふ所以のものは他なし彼元來官とし聞けば之れを信する觀念の厚きより其高價なる物品なるときは謂らく之れ素品良好にして製作堅固ならんと其底價なるときは又謂らく官署は素品及賃金を得るの外利益を得ざるがためならんと彼れの官署を信する已に如斯なれば之れ即ち監獄の僥倖にして早晚破綻を免かるべし果して然らば監獄の作業は、謂一髮の千斤を釣るが如し豈又危からず乎余試に左表を以て素品及賃金等の昂底如何を示さん之れ頗る見識に類すると雖ども苟も監獄の情態に通曉する者は蓋し首肯する所あるべきを信す請ふ徒らに一笑に附し去る勿れ

高底相殺比較

高價となる原因

商人物品を納むる時は其手數懸なからず

商人物品代價を容易に受取るを得ず

商人代價を受取らんとする時は不價の雇人にては用辨せず

授業手又は囚徒は兎角素品を濫費し若くは烏有に歸せしむ

素品仕用を誤り高價さなるも原價より減る能はず

囚人は只四肢を動かすも心を動かさず

製作品は肝要の所へ念を入れず不必要の所を堅固にす

囚人は餘み餘み空手する時間は長きも用をすする時間の僅なり

底價となる原因

商人は一時に多く商ふを得

商人は物品賣込代を損毛するの虞なし

數多の納品中に多少劣等品を加ふるも發見せられず

監獄は工業資金の利子を要せず

監獄は利益を必ずしも要せず

囚人を檢束して驅使す

監獄署は職工場器具及衣食費を見込まず

常人に比せば工錢の割合に時間長し

四人は時の風俗流行を察せず

書品下落するも買入高價なれば依然其價格にて計算す

賃金比較上底廉
素品賤賣するも買入底價なれば依然其價格にて計算す

斯くの如く彼我相殺し來る時は計算を誤るに非らざるよりは市價と同じからざらんと欲するも亦能はざるべし故に曰はく監獄の製作品價格は市價より高價ならざるべし又底價ならしむる能はざるべしと云ふ所以なり庶幾くは之が局に該る者誠心精意彼の所謂素品の廉賃錢の底材料の良好製作品の堅固との辭を用ゆるを止むるを致々力められんとす

第十七 監獄の工業を發達し其目的を達せんと企圖せば其製作品をして完全ならしむるを要す

現今監獄製作品の狀況を通觀すれば其材料の珍奇なる構造の精妙なる彫刻の緻密なる等善は即ち善美は即ち美にして一見頗る歎賞するに足るもの如しと雖ども是を熟視する時は惜む可し其材料及構造の法彫刻の意匠に至る迄皆不完全たるを免かれず爰に一例を擧げて云へば奇木珍材に緻密なる彫刻をなし作りたる机態のものあり而して其物品の性質を案するに洋卓には足底く唐机には足高く而かも面積大にして幾風の點より考ふれば又經机と看るを得ず去りとて寢臺には管たに狭小なるのみならず様なくして夜間轉墜の虞あるを以て是亦恰當ならずと斯く判斷を下し來る時は殆んど其意思目的の存する所を知るに由なきもの即空に所謂帯には短く襷には長しと言ふが如きものは是れなり而して之を製らしむるもの毫も介意せず又世人希て之を咎めざるに似たり然れども人あり端をなく爲め若くは戯れ之れ精巧なり之れ新形なり之を作らしむる當該者の苦心思ふべしと贊賞すと假定せよ當該者は辭氣得色將さに云ふべし之れ余數日終夜精を凝らし工風を運らし以て按出せしものなりと若し又之れに反し忌憚なく此變的物は無暗無方所謂出鱈目の構造なり何が故に斯るか良好の材料を徒費せしやと卒直に云ふとせよ當該者は辭色

を勵まし恐くは云ふならん之れ四人其性頗る傲慢にして而かも但愼常に命令に従ふを屑とせず余が指教に背き是を作りしなり余不肖なりと雖ども斯る拙劣の教示はなさざりしなり之れ一に彼れ囚徒の剛復放恣に出たるなり余は監督に於て又教示に於て懈惰する所なし是れ豈余の罪ならん乎と這は其一例に過ぎざれども實際斯かる例は尠なからざるとなるべし則ち知るべし監獄の製作品が常に具眼者の嗤嘲を受けつゝあるに拘はらず未だ蟬脱する能はざる事を之れを要するに其職責あるものか自己を責むるを知らず却て四人を責むるが如き事理を顛倒するに因るならん請ふ一考せよ彼四人が囚人となりたる原因は何の故なるかを之れ畢竟恒心なきもの即紀律に缺くる所なる不俱全たるに因るに非らずや其紀律己に缺く奈何を完全のものを作るを得ん哉而して監獄は彼恒心なき者をして恒心を涵養し完全ならしむるの責任を有する者たるにあらざるやされば囚人を責むるの理由なきのみならず寧ろ囚人の不幸を憐れずんば非らざるなり何となれば監督者其宜しきを得ざるため教示嚴ならざる爲め彼囚人は其匡正を受くるの恩澤に浴するを得ず終身不俱全にして畢らしむるを以てなり嗚呼又何ぞ當該者の己れに需むるの薄く人に需むるの厚さや抑も亦本末を誤るの甚しきものと謂はざるを得ざるなり

余が所謂完全なる製作品とは徒らに材料の珍奇製作の粗密價格の昂低を言ふに非らざるなり苟も其製作品にして使用の方法に適はんか板合へ鑿鑿箱一個なりと雖ども之を可とし若し否らざれば如何に珍貴の材料を用ひたる寶玉を鑲めたる數百千の職工を要したる製作品と雖ども又是れ無用の長物と云はざるを得ざるなり冀くは當該者たるもの誠心誠意職責を完ふし併せて工業の發達を企圖せば蓋し思ひ半に過ぐるものあらん

第十八 監獄工業の利益を増進せんとせば先づ其工業請負者の利益を増進するを要す

監獄吏員の工業請負人に對するや嚴正肅々の間に於て彼れを庇護獎勵して利益を與ふるを服膺して須臾も忘るべからず然るに動もすれば恩威は即押昵となり嚴肅は即苛酷となり兎角其中庸を得ざるが如し其二者外觀の異なる霄壤も管ならずと雖ども蓋し前者は私心を懷て以て欺を通じ後者は威權を弄して以て廉潔を仮装するものにして卑猥拙劣官の威信を損じ自己の職務を濫かすに至ては寔に一なり憶ふに請負人を利するは即ち監獄の益監獄の益は即囚人の利囚人の利は即府縣の益府縣の益は即邦家の利益なりとす曾て之が實行は毫も至難に非らず深き理屈の存するに非らず又敢て珍らしき事にも非ざる最も平易に行ひ得る事否寧ろ其職に在る者の當然行はざるべからざる本分なり即ち其要を左の如しとす

- 一 工業素品を配當する時は善く數量を節し之が濫費を防ぎ且其端屑物の多く生ぜざる様丁寧親切に授業する事若し屑物生したる時は之れに相當する物品を清らしめ残物を多く生せしめざる事
- 一 素品器具に時々注意し若し欠乏又は破損せんとする時は豫め請負人に通告する事若し否らざる時は長技ある囚人を轉役若くは空手せしめ又急遽請負人を督促し高價粗惡の物品を購はしむるに至ればなり

一 物品の製作には寧ろ幾分の時間を多く要するも徒らに之を縮少せん爲め製品をして粗惡ならしめざる事

四人の工錢は概して低價なれば其製作に多少餘分の時間を要するも其額は僅少なれども若し其製品粗惡なる時は賃金の低價を以て素品の價格を底落せし損失を償ふを得ざればなり

- 一 製作品は成るべく敏速に引渡し故なくして片時も緊留するなき事

凡そ物品價格の昂底損益は皆之れ時機の當否即ち需要者の有無に由り同一の物品にして大差を生ず

又其商機を失する時は管に價格を底落ならしむる而已ならず金利藏敷をも拂はざるを得ず加之物品を此處に移し彼處に轉じ其間汗染又は損壞する等の損害擧て數ふべからざるに至ればなり

- 一 一度配賦したる囚人は之を輕々に増減し又は技藝に熟したる者を轉役せざる事

何れの商業家も事業を爲すには豫め其資金及製品の優劣並に其數量を豫定し置くに非らざれば機に投じ時に乘し商賂を運らし之が利益を得るゝ能はざるなり故に製品の數量及品位資金に變更なくして豫定に齟齬する時は到底失敗を醸すを免かれざるなり

一 工業請負人の遠地に在るものに製作品を送付する時は其荷造及取扱は殊に注意し途中に於て破損若くは汚染する等の虞なからしめ且其製品の頭別は一層正確にし苟も之が良否を失するが如き事なきを力むる事

以上は唯二三の例にして極めて微少なるが如しと雖ども當該者に於て是等の點に注意するど否とは請負人の利害實に少少なからざるなり之れ殊に當該者の當然盡さるべからざる義務なるに往々爰に及ばざる事あるは實に痛恨に堪へざる所なりとす

蓋し監獄工業請負者の振はざる之を畢竟するに當該者其人の本分を盡さるより官署信を失し彼請負人をして毎ねに畏懼の念を懷かしむるに因るに非らざるなき乎之が當該者たる者誠心誠意其職分を盡さんには彼請負人は事業擴張の希望心を懷くに由り自然競争を生ずるを以て彼れより進んで工錢を増額し事業の擴張等を請ふに至り官之が利益を得ざらんと欲するも得べからず若し夫れ之れに反する時は官工錢を如何に低廉ならしむるも又如何に繼續を勸誘するも毫も詮なく我一步を讓れば彼れ尙は一步を退き而して厭忌の念を彌々増すに至るは人情の常なればなり

若し進んで請負ふ者ならん乎所謂窮鳥技を擇ふに違わらず一に囚人をして空手安坐せしめざらん事のみを汲々し役業の種類工銀の低廉を顧みる能はず只管約の成立せんことを努むるより請負者の言ふが儘に任せ契約せざるを得ざるが故に紀律の嚴正を保つ能はず規則の勵行をなす能はざるは勢の然らしむる所にして其弊や擧て數ふべからざるに至るなり之れ曾て見聞する所の事實にして決して想像捕風の言に非らざるなり庶幾くは當該者たるもの宜しく猛省する所あらんとを

(完)

監獄衛生

●肺結核の豫防

其罪を惡て其人を惡ますとの語は常に司獄官吏の服膺してす時も忘るべからざる金言なりと思考す固より罪囚に對しては嚴格なる紀律の下に刑を執行し懲戒感化して以て復た罪を犯すとなからしめ則ち人心改良の大任を盡さざるべからず然りと雖渠れに懲戒を加ふると同時に身体の健康を保護し無事に獄せしむべきは司獄官吏の任務なるべし若し司獄官吏に於て此刑罰の目的を誤認し身体生命の保護を等閑に附し苟も衛生の事を怠るに於ては其結果罪囚の疾病若くは死亡を來すもの多からしめ所謂異名の死刑と

酷評せらるるも吾人は之が辨解に苦しむなりされば夥多の罪囚を預る司獄官吏に於ては十分衛生の道を講じ豫防の手當を爲し可成疾病に罹るものなき様勉めざるべからず今吾輩が老練なる實際家に向て此言を吐くは釋迦に説法を爲すに等しと雖殘念ながら我國罪囚の疾病死亡は今日まで比較的に多きを以て當事者に對して注意の上にも注意を請ふの止を得ざる所以なり佛國の有名なる學者某は一國文明の消長を知るには其國の監獄の實況を見るに若かずと云はれたる由吾輩は斷言す治獄の良否は在監人の疾病死亡の多少に因て之を判定するを得べしと然らば則ち監獄衛生の忽諸に付すべからざるを知るに足る而して實際監獄内に於ける疾病は種々ありと雖死亡者の多數は肺結核にして凡十中の七八は此病症の爲めに仆

る夫故第一着に肺結核の豫防及治療に力を盡さざるを得ず此肺結核豫防のことに就ては頃日海軍省醫務局長實吉總監に於て各鎮守府軍醫長等に訓示せられたりと傳ふるもの寔に注意周到にして一般に服膺すべき必要の豫防法なるを以て左に其要旨を摘載して實際家の參考に供す

肺結核の傳染○肺結核の病毒は該患者の咯痰中に存在するも同患者の呼吸又は皮膚の蒸發氣等には通例存在せざるものなり故に結核の傳染するは主として其咯痰に由り病毒を傳播するものと看做すべし肺結核の病毒は呼吸器より侵入し或は消食器より入るとあり其呼吸器よりするものは結核患者の咯痰乾燥して後破碎せられて粉末様となり塵埃空氣に混し肺臟に吸入せらるるに由る又其消食器よりする者は結核毒を有する飲食物(殊に生牛乳)と共に嚥下せらるるに由る因て皮膚の創傷より病毒を感染したるが如き場合あれども是例外なりとす結核菌は體外に排泄せらるるも迅速其生活を失はざるものにして殊に日光の透射空氣の通し不良なるときに然り故に多人數の集合する場所にして衛生的の注意不十分なきときは往々其空氣中に

結核菌の現在するを發見するとあり結核病毒は好て身體薄弱且つ胸廓の發育不良なるものに發し易く諸種の呼吸器病は多少肺結核の素因となるものなり

肺結核の豫防○肺結核の病毒は該病患者の咯痰中に存在するものなるを以て嚴に咯痰の處分に注意するを第一の要件とす

一 居室内艦船内には所々恰好の場所に陶製若くは金屬製の唾壺を置き之に少許の水又は石炭酸水を盛り肺結核患者肺結核の疑ある患者は勿論何人たりとも咯痰は凡て該唾壺中に咯出すべし是れ自他共に未だ肺結核の疑なきものと雖必しも病菌を含有せざるを保し難きを以てなり假初にも床板上又は庭園等に咯出すべからず紙片等を以て咯痰を拭ひ之を放棄するが如きは後ち乾燥して病毒を飛散するの虞あるを以て勉めて之を避くべし而して唾壺中の痰唾は一定の場所に棄却すべし唾壺の消毒を要するときは咯痰と凡そ同量の曹達(重炭酸曹達又は炭酸曹達)にても可なれども洗濯用曹達を可とすを投し之に熱湯を灌注し冷却するを俟て放棄すべし

一肺結核患者所用の吐痰器は硝子若くは陶製のものを用ひ蓋を設くべし其消毒法は痰沫を煮沸するか又は一時間以上攝氏八十度以上の温に觸れしむるを最も安全とす雖實際之を履行するとは甚だ困難たるを免れず吐痰器中に五物石炭酸水を容れ之に略痰せしめ而して之を棄却する前に更に石炭酸を水濯きて充分に痰沫と混和せしめ又は前項所掲の曹達消毒法を施して後一定の場所棄却すべし

一肺結核或は疑ある患者所用の被服什器は成るべく健康者の使用するものと區別すべし又其食器類は熱湯を以て洗滌し手巾、襦衣、シート等は時々沸湯に浸漬して洗濯すべし

是れ實吉總監訓示の主要なるを以て完全無缺の豫防法なりとは斷言する能はず雖も箇様に注意を加ふるに於ては其豫防の効あると疑なかるべし我が監獄則にも監房常置の器具として唾壺を備ふるの條文あり其の病菌の傳播を慮りて夙に此規定を設けられたる立法者の注意感服の外なし又當事者の中に於て既に豫防の方法を立て實行しつゝあるものも亦之あるべしと雖も多くの中には不規則にして略痰等の取締

をは等閑に付し構内處々に不潔極まる痰沫のある所なきを保し難し若し其内に肺結核患者の二痰ありとせば傳染の虞之より危険なるものなかるべし豈寒心せざるを得んや去りながら獄治の著に改良せられつゝある今日に於て吾輩の憂ふるが如きもの絶て之なく全く杞憂に屬すれば何の幸か之に若かん

雜報

●囚人及刑事被告人押送規則の發布

囚人護送手續は從來當局者の間に種々の疑問ありて費用の區分方に就きて又往々其筋の伺指令等を以て漸く其缺點を補ひ來りたるが如き實況なりしを今回囚人及刑事被告人押送規則とし十一月廿四日の勅令を以て之れが改正發布を見るに至れり、而して改正の重要な點は舊則に於ては單に囚人とありしを囚人及刑事被告人押送規則とし警察遞傳に付する場合に於ける被護送者の諸費は總て之を發送地方の監獄費の支辨なりしを改正則は總て之を各其遞傳を爲す

警察署の支拂に立てしめ發送官署は之を遞傳に付すると同時其負擔を免せしむることとなりしは要するに押送官署當然の職務に屬せしむるものにして獨り押送者身柄に要する諸費のみならず押送者に托する金品の保管の責任をも擧げて之を押送官署に負はしむるに至りたるは即ち其責任の歸する所を明かにしたるものにして從來往々押送官吏携帶の封緘中の金員の紛失又は不足せる場合之れあり責任の歸する所不明ならざるが如き弊を除却せられたるものと云ふべし右の外多人數同時に押送する場所は送還を需むる地方より受取方申出其監看守又は憲兵卒を以てするときは各其請求地方の支拂に立つべきこと勿論なりとす其他舊則に比し大差なきが如し尙本則を施行する細則は内務大臣より不日省令を以て發布せらるる筈なりと云ふ而して是より囚人刑事被告人押送上の疑問は細則發布と相待て遺憾なきに至るべきを信ず、本則は明治三十一年一月一日より施行の筈なり

●看守給與品、貸與品規則の解釋

看守給與品及貸與品規則の解釋に就ては從來予輩の卑見を加へ疑問となるべき箇條に就き解釋を試みた

り然るに當局者の間に疑問とせらるるは正装に付着する肩章はれなり肩章は同規則中給與品貸與品列記の目に之れなく從て給貸與何れに屬するや法文解釋上一疑問たるが如し而して近日發布せられたる巡查給與品貸與品規則に付明かに貸與品と明記せられたるも看守に係る同則を玩味するに其目なきを以て冬服に當然附着(正装の場合)するものとして給與品の例に依るべきこと正當なるが如しと雖も冬服は常時使用すど雖も肩章は正装の場合の外平時使用すべきものにあらず從て其保存期限の如き冬服と同一視すべからざるは勿論なるを以て旁々貸與品の例に依るべきこと性質上の當を得たるものなるが如しと雖も既に列記の貸與品の目に之なきより是れ又容易に決定すべからざる問題なるが如し去れば法文上の解釋として到底之を融和するの途なきより其筋に於ては法文の不明を補ふの精神より肩章は總て監署の備品として所要の員數を備へ置き各正装着用の際に當り臨時に各自貸與することとせば聊か實際に差支なきのみならず管理保存上寧ろ正當なるべしとの精神を以て肩章は總て備品の例に依り取扱ふべき旨趣を通牒せられたる次第なりと云ふ、加之備品とせば却て

甲乙流用の便宜あるのみならず一朝免職辭職の際に當り返納賠償を強ゆる等の手数を省略し得て至極互の利益多かるべしと云ふ最も備品出納の手續に依り相當の借用證を徴し一人一組宛貸與し置くも或は取扱上の便宜なるべし并は當局者の適宜に任して可なりとす云々

●北海道監獄に關する法令の異例は悉皆改正廢止の風説

昨年四月拓殖務省設置に當り北海道に關する行政一般の事務は之を内務省より割て之を同省に屬せしめたる結果として北海道集治監及同道監獄事務を悉皆拓殖務省の管轄に移されたる以後爾來一年有半同省所轄中に改正發布せられたる監獄法令は隨分内地一般の法令に比し異例となり今日に至る迄甚だ妙ならざる感想を抱きたり予輩嘗て本誌上に於て拓殖務省廢止當時北海道集治監管轄權に付き其概目を舉示したり而して今や北海道廳官制改正と同時に明かに北海道集治監は内務省所管に復舊せられ道廳監獄は依然北海道廳に管轄せしめられ第二次に内務大臣監督の下に復せられたるより或る特種の法令(看守に手當金支給の勅令の類)を除くの外總て一般の法令を普

及せしめらるゝやの風説にて現に巡查看守俸給令の如き二途に出で北海道の巡查看守は却て内地より低額にてありしを以て之が廢止の件巡查看守採用規則中の抵觸の件改正警察賞與規則を一般北海道にも適用するの件等勅令以下省令訓令等にして彼是抵觸の法令は其筋に於て此程一括して改正案を審議中なりと云ふ該改正令發布の上は監獄に關する法令は全國通貫して不權衡の嫌なきに至るに遑からんか

●監獄課長の榮轉

監獄局課長法學士浦太郎氏は本年高等文官試験結了の結果として本月九日三重縣參事官に榮轉せられ來る十八日頃任地へ向わるべし抑も氏の如き良課長を失ふは監獄多事の今日最も惜むに堪へたりと雖最初より長く現職に在るの士に非ざるを思はゞ寧ろ三年に涉り課長の椅子を換へざりしは余輩望外として大に其勞を謝す况や監獄改良の熱情は氏の頭腦より奪ふ可らざるものあり同好の士心を強ふして可なり因に本誌上に紹介せし紫雲樓主人としての健筆又は英語講師としての本會に對する寄稿は舊時の如くならんことを懇屬せしに幸に承諾せらるゝことを得たり

●監獄巡視官二方面に向ふ

監獄局員三浦貢氏は東北青森宮城福島栃木埼玉の各縣へ又同局員上田定次郎氏は京都滋賀岐阜三重静岡の各監獄本支署巡視として何れも出向せられたり

●典獄の任命

東京集治監書記佐藤光二氏は今回栃不縣典獄に榮進せられ故島山常正氏の後を襲はれたり氏の爲め謹て賀す

●監獄課長の後任は如何

別項記する所の如く浦課長榮轉に就き其後任は何人なりや余輩未だ確聞する所なしと雖或は當分欠員として其間課長の事務は事務官に於て調理せらるべしと云事實或は然からん

●來年度警視廳看守の俸給

警視廳監獄費の二次會に於ける模様を聞くに其豫算總高は三十万圓にして看守人員は五百九人にて俸給平均額は巡查と同く拾貳圓なりしが常置委員會の意見は現今物價暴騰の折柄なれば如何にもして其額に應じなければ本年は土木其他の費目とも非常の膨脹にて財源の途なしとて遂に巡查看守とも十一圓平均に修正せしを以て一般の議員中に於ても段々論議も

ありたる様子にて結る處巡查を十二圓とし看守を十一圓即常置委員の意見の通りとの議多數を占め大勢殆んど爰に定まり一時は頗る危うかりしが彌々二次會となりたる時或る議員は監獄改良の必要を論じ且看守の養成は今日の急務なりと熱心に主張し又理事者に於ても囚徒に直接して刑を執行する處の看守其人を得る能はざるか若くは其看守にして置位に安せざるが如くならんには當だに斯業の目的を達する能はざるは勿論又工業上に非常の影響を及ぼし隨て其收入を減するの不利を來たすこと其俸給額の幾分を削減するの比に非らずと繰々實例を挙げ其得失を述べ原案を維持せしに流石が東京の議員いざとなりたるに五六名を除くの外皆原案に賛成したる由なれば三次會は無論異議なく通過する事と信す

本年は各地方とも巡查看守は皆同一の額に豫算し已に之に決定したる處もあるべしと雖ども或は地方に依り矢張り巡查看守の間に差違を耐し決議する處もあらんかとは吾人の杞憂する處なり併しながら去る處ありとするも極めて少數にして早晚他地方の例に依り同額となるは疑はざる處なれば今日に於て之れが好例を示す地方の一も多からん事を希望せしに今

や警視廳に於て殊に其額の極度とも云ふべき十二圓に決定せんとするを聞きたるは吾人の深く歡喜する處なり

獄事叢談

小河岳洋君茶話
中村襄君筆記

●獨逸國會に於ける監獄に關する建議及質問

恩師「クロー子」氏より此頃予以達したる書翰に同國々會が監獄に關する事に就て政府に建議及質問を爲したる事あり尤も同國にては是等の建議は毎年ある事にて敢て珍らしき事に非らざれば本年も亦澤山ありて其重なる事項及政府が之れに對し爲したる答辯の要領を報知越せり其答辯委員は内務省の所屬は即ち「クロー子」氏にして司法省主管の方は「ウエル子ル」と云ふ人なり此「ウエル子ル」は曩きの監獄局長「スタルケー」と云ふ人の跡を昨年の夏より襲ひたる人なり今其建議等の要綱を擧ぐれば

るを思ひ之れが所置に究し國會に對し明晰に答辯する能はず例もながら曖昧にも此統一は政府も希望する處なれば漸次計畫を爲すべしなぞと一時遁れに日を送りつゝありしものゝ如し尤も予が昨年獨逸に在りし時の狀況に依れば殆んど内務省の專有に歸せんとする勢ひなりしが本年此質問か國會に顯はるゝに至り司法大臣の答辯したる所に由て之を見れば其模様は一變せしものと思はる又以て之れが統一の困難なる事狀あるを想像するに足るべし

一司法大臣の本問題に對する答辯は抑も行刑は裁判宣告の結果に依り執行する處のものなれば監獄は司法の機關として動作するものにして即ち司法の一部分なれば常に密接して片時も離るべからざるや法理上當然なれば此事務は須からく司法に統一するを要すと斷言せりと

一予謂らく司法大臣の此答辯は非常に思ひ切りたる言にして彼國の事情に依り考ふれば實に大膽に驚かざるを得ず何んとなれば司法大臣は假令へ政府を代表して國會に對し斯く明言すと雖も内務大臣は果して其言を是認するや否甚だ疑はしければ

第一 現行監獄制度の内務司法の兩省に屬するものを何れか一方に統一せんとする事

第二 看守給を増額し且其勤務時間を減縮せんとする事此勤務時間減縮の議は昨年の議會にも提出になりしが政府は其議を容れ従前十四時間乃至十五時間の勤務なりしを現今は十時間に減縮せり右詳細に就ては予が在歐中諸士へ通信せしものが各雜誌へ登載せられたれば定めて諸士の記憶せらるゝ處なるべし

第三 犯罪人中精神病に罹りたる者を治療する爲めに特に監獄内癲狂院を附設し監獄の管理に屬せんとする事

第四 は曩きに提出になり目下委員附托中に係る労働者保護法案中に在監人作業の爲め負傷等する者にも此法の保護を與へたしと云ふ事

一右第一の事即ち内務司法に兩屬する處の監獄を一省に統一せんとする事に就ては兩省とも行懸り上言を換へて云へば權力の争ひより何れも之れが分離を嫌ひ互に相譲らざるの姿なり尤も此議論は今に始まりたる事に非らず數十年前以前より屢々國會の問題となりたるが政府も内部の折合の附かざ

なり蓋し内務大臣は其言を聞かば曾だに是認せざるのみならず大に不快を感じ今後に於ける此權力争ひは層一層劇烈を加へ到底内部の折合は纏まらざらんと信ず殊に今日獨逸學者の云ふ處は監獄事務は其性質純然たる行政の範圍に在るものなれば内務省に屬するは論を俟たざる處にして司法省の下に在らしむる謂れ毫もなしと主張し居れば之れを司法省に專屬するは結局六ヶ敷事なり少くも普國監獄統一は是れより益々非常の困難を感ずるなるべしと思ふなり

一第二の事 即ち看守給を増額せんとする事に就ての答辯に這は政府も大に同意を表する處なれを俄かに實行せんとする時は如何せん豫算に非常の膨脹を來だすを以て之れが實行に就ては容易に明答を與へ難しと云ふにあり

一卑見に依れば此増給論は已に人民より斯く政府に迫る事なれば遠からず實行を見るに至るべし看守等勤務の勞に對する報酬の寡なきは日本も獨逸も同じ事なるが之れを遇する事狀の彼我同じからざる實に霄壤も管だならざるなり吾國に於ても此増給は先づ勅令を以て定められたるを以て昨今

各府縣に於て議會に要求しつゝありて議決を経たるもの少なしと云へども其狀況は地方議會と國會との違ひこそあれ各地とも多くは苦情たらだらにてもねざる丈け得でもする如く僅かの差違に措つた揉んだと争ひ居る處もあるよしにて甚しきに至ては巡查と看守とは勤務の勞同じからざれば隨て其報酬も差違を設くるこそ至當なれと論ずる處もありやに聞く果して然るや否容易に信じ難しと雖ども若し事實なりとせば誠に驚き入りたる議論なりと云はざるべからず左れば當局者に於ても所謂賣言葉に買言葉にて少しにても値賣せんと種々苦心する處ありと誠に無理ならぬ事どもなり彼れを思ひ是れを考ふれば彼れに於ける今日の事なれば轉たも健康に堪へざる次第にて吾國斯業の前途愈々以て遑遠なるを思はざるべからず

一 第三の事 即ち犯罪人の精神病に罹りたる者を治療する爲に特別に癡狂院を建設し監獄に附屬せんとする事なり之れに就ては「クロー子」氏は絶對的反對にて其主旨とする處を聞くに蓋し精神病犯罪人てふ名を附する者は業に已に精神病となりた

を以て眞偽を判定し若くは輕易の者を治療するの試験場とし若し此院に於て治し難き者即ち眞の癡狂なる者は最早行刑の目的を達するに由なきものなれば相當の癡狂院へ送り監獄との關係を全く絶たざるべからず左れば此建設に對しては絶對に反對するものなりと尤も此建議には獨逸全國の地方長官皆副署したる由なれば之れが建設に就ては多くの希望者あるは勿論なれど「クロー子」氏は右の如く斷乎として反對を主張し且つ論據頗る明晰なれば此議は多分氏の所説の如く政府の容るゝ所とならざるべし

一 第四の事 即ち労働者保護法の恩恵に在監人をも浴せしめんとこの事此議に就ては政府も同意を表したれど保守黨の議員は之れに反對して言ふに監人は刑法の作用上強制的に労働せしむる者なるに普通人と同一に保護せんとするは頗る不利屈なりと抑も此建議は社會黨の手より出でたる者なれば同黨員は非常の熱心を以て之れを歓迎し政府も亦本案を是認したり而して其主旨とする處は極めて廣義にして縱令へ囚徒と雖ども其労働に於ては敢て普通人と異なる處なし且囚徒は自由を剝奪せられ

る者なれば敢て普通の病者と異なる處なし果して普通の病者なれば最早犯罪人と云ふ言は消滅したる者にして之れに對し特別に癡狂院を建設して監獄の名稱を附するは法理上に於て決して許さざる處なり且犯罪人中眞の精神病となる者は實験に依れば百分の五に過ぎざれば之れを多しと云ふを得ず然るに此僅々たる數に對し特に癡狂院を建設し適當の醫員を雇ひ完全の治療を爲さんとするが如きは巨多の費用を要するを以て經濟上から云ふも頗る不得策と云はざるべからず要するに建議者は犯罪人の精神病を治療するは極めて困難なるに依り之れを建設して完全に治療するを望むを云ふに在り

一 「クロー子」氏の説明に依れば監獄に於ては犯罪人精神病の眞偽を判定せん爲め若くは輕易の場合に於て治療する爲めに監獄の下に癡狂院を設くるは必要にして即ち眞の癡狂院に送る迄試験的に此院に於て三ヶ月乃至六ヶ月間治療を加へ又は其眞偽を判定する爲め現に「モアビート」監獄にも之れが設けあるあり今後尙又「ケルン」へ「プレスラウ」其他二三の監獄にも新たに建築する設計なれば此所

たる處の者なれば若し作業に由て身体に傷け又は死に至らしむるが如き事あらば即ち刑以外に刑を加ふるに異ならざれば之れに向ひて相當の保護を與ふるは社會問題の上から云ふも國家の當然盡さるべからざる處の義務なりと云ふに在て政府は即ち社會黨の意見を嘉納したるものなり

我國に於ては未だ普通人の労働保護法も成立せざれば况して囚人の保護法なぞは未だ人々の念頭に登らざるは勿論なれども是等の問題は早晚我國にも起るべきは必然なりと信ず縱し此問題の起らざる今日に於ても囚徒を管束する處の當局者たる者少なくも此點に就ては相當の注意を加へ危険なからん事を覬めざるべからず

● 國家有事の時に囚徒を兵役に充てるの事に就て

一 近頃獨逸にては國家有事の時に該り囚徒を兵役に充てるは所謂廢物利用にして頗る有益の事なりとの説を唱ふる者多し而して其言ふ處現今各國競ふて兵備の完全に汲々として力むれども國家經濟上國力に限りあれば只兵備にのみ全力を注ぐを得ざるは何れの國も同じ事なり然れども犯罪人は忌

やでも應ふでも國家に付き纏ふ處の者にて國家て
 下に犯罪人の隨伴するは恰も影の形に従ふ如く
 にして終始存負ひ居らざるべからざる厄介者なり
 而して其厄介なる犯罪人は諺に所謂善き事を爲す
 年は悪しき事を爲す年なりとの言の如く名義こ
 そ悪しけれ五体の揃ひたる立派なる人間なり
 一 犯罪者は最も兵に適す 已に云ふ如く犯罪人の多
 くは血氣盛んにして殊に監獄に在る者なれば常に
 粗衣粗食に慣れ又總ての苦痛に耐へるを以て兵役
 には頗る恰當なり殊に獨逸の監獄は上等司獄官よ
 り看守に至るまで大底軍人たりし者なれば自己の
 生活は勿論常に囚人を遇する總て嚴正なる紀律的
 なれば之れを兵役に充つるは最も至便なるべし云
 々と云ふにあり

此説は始め「オーストリア」「マールブルヒ」の典獄
 「アントン、マルコフイツヒ」と云ふ人の唱へし處
 にして同國に於て若し囚徒を之れに利用する時は
 屈強の兵數千を得んとて熱心に主張せり尤も囚徒
 は敢て純然たる兵とせざるも一旦有事に該り多く
 の兵を動かす時は職務の後ろには種々なる役あり
 例へば輜重橋梁設道路の開鑿衛生看護等百役の

勿論在監人に至るまで紀律其他を一層軍事的に涵
 養する事極めて必要なるべし縱令軍務に充てざる
 も一朝水火風震等に際し多數の人員を進退し若く
 は其災を救済するに該り動作嚴肅なれば非常の場
 合に得てあり勝なる紛亂雜踏を防ぎ意外の効果を
 收むる事あるべきを以てなり

● 司獄官に特別恩恵を與ふるに
 就て

歐洲にては 何れの國も司獄官に特別恩恵を與ふる
 の方法あり特に獨逸にては下級司獄官の爲に監獄
 の經費中に豫備費とも云ふべきものありて看守授
 業手若くは其家族等が病氣其他の災厄に罹り多く
 の費用を要し自ら支へ難き時に於て俸給額の一ヶ
 月分を限り貸與し其返済方は三ヶ月若くは五月に
 延長し極て成し易からしめ以て司獄官吏たるの体
 面を保たしむるなりされど課長又は典獄等の如き
 上等司獄官にして通例二千「マルク」(年俸千圓程)
 以上を得る者は勿論此恵に與かるを得ざるなり
 一 我國司獄官 には未だ是等方法の設けなし尤も地
 方に依ては同僚の申合より之れに類する設けなき
 にも非らざれど基礎薄弱にして其目的を達する

役務ありて多くの人を要する事なれば之れ等の一
 部に充てる又其効著大なるべし云々
 一 吾國に於て 若し之れを採用するにせば現に七万
 に近き在監人なれば少くも一万五千乃至二万人を
 得らるべし而して其司獄官を士官とし是れを引率
 せしめば天晴れ國家の干城となり支那兵の十万余
 二十万には該るべければ一と廉の効を奏する事敢
 て難き事に非らざるべし
 一 一般の囚徒は兎もあれ目下陸海軍の囚徒の如く英
 國古風の鐵丸などを回轉せしむる如き不生産的の
 無用の事を止め換ふるに軍務に關する處例へば軍
 港の築造又は造船の雜務給磨き等の如き事に使役
 せば頗る有益なる事なりと信す

一 此説を主張する者 は云ふ若し囚徒を兵役に充て
 る場合に於ては假出獄とするも若くは受刑の儘に
 なし置くも可ならんと
 又曰く囚徒を火災人命救助其他非常の場合に使役
 せし實驗に依るに其働き大に見るべき者多く逃走
 等の如き悪しき事を爲す者極めて少なくして世人
 の惡念するが如き事なかりしと
 吾國にて之れが實行の如何は扱て措き司獄官は

に足らず故に薄給の吏員にして平素貯蓄等を爲す
 の余裕なき者自己若くは家族等が一朝不慮の災に
 罹る時は其救済の資に窮し典物せんとするも物品
 なく他借せんとするも貸す者なく困迫の余り非常
 の高利を借入れ又は正しからざる手段を以て一時
 の尼を凌ぐより忽ち期日に至り無慈悲なる債權者
 より家具等を差押へられ又は月俸日に債權者數人
 が一の委任狀を携へ其官衙に詰懸ける等卑陋極ま
 る有様にて終に職務を汚すに至るの實例も全くな
 きに非ず之れ當だに其吏員たる者の失体に止まら
 ず間接には同僚及官廳の威信をも歛き尋て斯業の
 品位を貶し改良の進歩を阻害するに至れるなり

一 我國監獄事業 の比數的遅々として進まざる所以
 のものは其原因一にして足らざるべしと雖も要す
 るに所謂昔の牢屋若くは牢屋番たる者を人民が忌
 み厭ひたる感情尙は腦裏を去らざるに因るものな
 らん然るが故に今日の司獄官は即ち文明的司獄官
 なる事を一般人に知しめん爲め一層清廉潔白をな
 し以て人々の腦裏より惡しき感情を除き去らんと
 努めつゝわれど惜かな多數司獄官中には往々醜を
 世上に暴露する者あり所謂千尋の効を一簣に歛く

より未だ以て思ふが如く斯業の品位を高め世人の尊敬を惹き起すに至らず之れ吾人が常に痛恨する處なり故に吾國に於ても先づ下級司獄官の爲めに適當の救濟法を設け職務の体面を保たせ併せて其置位に安せしむるは斯業改良上頗る急務ある事と信す

彼國にては夙とに爰に見る處ありしならん斯く司獄官吏の爲めに與ふる恩惠は他の行政官に見ざる所あり例へば總ての看守には比較的佳良なる官舎を與へ其庭園の手入等の爲めには割合安き工錢を以て囚徒を賃與し若くは監獄にて裁縫靴等の修繕を底價に爲し與ふるなり尤も是等の恩惠は本人若くは其家族者の使用するものに限り又囚徒を雇ふには半日以上使役するに足るものならざるべからず併し右等恩惠に就ては最も嚴重なる規則が夫々設けありて萬一にも之に背く者ある時は秋毫も假借する處なく嚴罰せらるゝなり其例を擧ぐれば囚徒を使役するは半日と定めたるに若し一時間でも三十分でも超へる時は矢張り一日の工錢を徴收せられ且其工錢の納付日は一日でも延期するを許されず

に着眼し彼れはあれ程の恩遇あれば我れに此位の便宜を得るは敢て無理なる事にあらじなぞと自分免許を極むるの類何れの國にも得てあり勝ちの事なりとす

夫れとは少し事變れど此頃往々ある例しは子を持ちたる親たちは其子に外國の學問や又其國體の事情をば學ばせんものと多くの資金を惜氣もなく擲ち洋行せしめ歸朝の上は立派なる智識を貯へ貴紳たるに取づかしからぬ者となりて歸りぬべしと指折り數へて待つ甲斐は空類み其息子殿が土産として持ち歸る學問は天晴れ骨牌舞踏球突き等の諸遊戯と又贅澤と法螺とにして肝賢の學問や政治の事は西の海へさらりと擲ち而かも意氣揚々として歸り來り親爺や知人をして之れが即ち西洋の遊蕩否優等生かと嘆歎せしむる者少なからず是れも即ち間違ひの一種にして随分笑止の事なりけり

司獄官も監獄に於て製作する處の物品を購ひ又は囚徒を使役する事あれど皆一般の規則に基き又普通代の價を仕拂ひ司獄官たるの故を以て別に價格を低廉にする事なく又彼國司獄官の如く俸給以外は特別の恩惠を毫も受くるなきは畢竟我國古來

予在歐の時なりし或る看守盛夏の時囚徒を使役し終り囚徒に湯を與へ浴せしめたる後看守は其湯の僅かを取り置き肌を脱ぎ汗を拭ひ居りしを看守長に認められ重き懲戒に處せられたり

又看守が靴の修繕を請ふ時は其素品を持行くの規則なりし爲或る看守は修繕用の革を持行きしに其革粗惡にして仕用に堪へざりしを以て工場看守は其修繕は僅かの革あれば足るものなれば引換の手續を爲さず何人か持來りたる革にて使用し余りたる屑の工場にありしに依り之れを以て繕ひたる上便宜上斯く計ひたると其旨主任官に申告せしに開は縱令惡意なきにもせよ職權以外の事を爲したるは不都合なりとて直ちに免職せられたり其紀律の嚴正なる他は推して知るを得べし

一總ての物事は獨り司獄の事のみならず動もするに間違ひ易きものなり例へば彼國の如き特別に種々の恩惠法ある事なぞを之れが設けなき處の者が聞く時は其弊害を防ぐ爲め嚴重なる規則のある事や其國人が忠實に職務に勤勉する事又は其國の事情や改良の程度なぞはそつち除けとし毫も耳に止めず只だく自分等に最も都合善き處の部分のみ

武士魂とも云ふべく其清廉潔白なる實に他國に見ざる處の美風にして誠に感ずるの外なし

歐洲司獄官々舎の使用 例に依れば自己が借り受けたる住居即ち自己の家なればとて會計法に依り特に定められたる大體の修繕の外即ち庭の手入家根瓦建具若くは塙等の破損は總て住居する者に於て修繕を負擔する事となり居るなり我國に於て官舎に住居する者は是等小破損の修繕甚しきに至ては障子張替までも官費を仰く處もある由なるが是等は國庫費なり地方費なりが認るむ處にして固より私するに非らざれば敢て吾國司獄官の特色なる清廉潔白の美を徹貫するの瑕瑾とはならぬと他國の例もある事ゆへ話の序に一言し置さぬ



通信

英領香港監獄事情

在臺灣總督府 工藤襄報告

本記事は臺灣總督府民政局長山上義雄氏監獄事務取調の爲め官命を帯び英領香港に出張し其取調たる事項の概要を本月十三日臺灣總督府會議室に於て乃木總督閣下を始めとし民政局長各部課長并に臺北縣警部長同縣典獄以下署員等會同したる席に於て同氏が口頭を以て復命したるものにして氏は本島獄制に關し別に胸中自から幾多の意見を抱かざらざるも开は他日更に開陳する事として單に視察事項の報告に止めたり而して我れも又席末に列するを得たるを幸機とし遲筆の容易に及ぶ處にあらざるも其要點を記するを得たるを以て唯り之を自己の筐底に埋藏するに忍びず同氏の許諾を得て之を斯道研鑽の士に介す

予は今回島内監獄及英領香港監獄に出張を命せられ

港監獄に求めたりと言ふも又敢て過言にあらざるべきを信ず殊に英國に於ては監獄改良の鼻祖と稱する「ジョン・ホワルド」氏あり氏は思ふ處ありて曾て諸國の監獄を巡歴し其時憚卑むべく悲むべきの有様を觀察し夙に國家の事業として監獄改良の必要なるを唱道し以て世人の注意を喚起し政府も輿論の刺撃に因り袖手傍觀忽直に付し去るべからざるを曉知して遂に國家事業として銳意監獄改良に従事し其結果英國は監獄改良の點に至ては殆んど全世界に於て優等なる地位に立脚するの盛運となり香港監獄の如きも又其一部に數へらるべきものならんと想像せり然れども近者歐洲大陸に於ける監獄を實見したる人士の談話に徴するときは香港監獄の如きは事々物々幼稚にして不完全を極め一も取るに足るべきものなしと冷評一番予をして最も奇怪の感念を起すの因を與へたり茲に於て乎予も亦胸中自から空想を描出し以て思へらく我が國監獄事業も近來駸々乎として著るしく長足の進歩を爲し殊に最近の新築に係る東京集治監及警視廳巢鴨監獄の如きは假令歐洲諸國の監獄に比しては一步を譲る處あるべしと雖ども香港監獄に優ること數等の上なるべしと勇心勃如一步は一

其出張中取調べたる事項の梗概を抽出し暫時本席を汚して報告せんとす島内の巡回は僅かに臺南、鳳山、澎湖廳の二縣一廳なるを以て去る八月を以て巡了し視察したる處の狀況は己に己に報告済に係るが故に今復た之を再陳するの勞を省き單に香港に於て取調たる事況を報告するに止む可し

夫れ予の香港に到着せしは宛も九月上旬にして矢張り臺灣と同じく氣候炎熱を極め吾人をして轉々炎暑の苦楚を感せしむるの地たり而して監獄は重にも支那人を拘禁するを以て氣候の上より觀察するも又拘禁人種の上より論評するも吾人の如き臺灣に於ける獄務に従事するものに取りては其參考の資料となるべき事項尠少ならざるべきを信ず故に智識の及ぶ處感情に觸るゝ處のものに就ては充分の注意を爲さざるべからずと思考したり回顧せば香港監獄は今を去る二十餘年前即ち我が明治初年に當り我が國監獄改良の企畫するに際し時の監獄當務者小原重哉氏官命を奉じて該地に航し専ら監獄の事況を詳查し其齋し得たる萃を集めて之れが改善の資料に供したるものにして即ち我が國の監獄界が今日の如く長足の進歩を爲しつゝあるも其淵源を討究せば主たる模範を香

歩より歩足を早めて速く該地に到らんと欲望す而かも尙は舟行の遲きを恨むの感ありき而して船は漸く香港埠頭に着し今や時節到來正さに足を香港監獄に投じて開見するときは百聞一見に如かず其改良の有様たる我が國に優る數等なり茲に於て乎予が豫想も單に一場の夢に歸り去り茫然自失すること久矣衷心轉々耻ざるを得ざるの感を起したりき之れより先き予の香港に着するや直ちに我が領事館を訪問して領事の紹介を得之れよりして日々監獄署に出頭し諸種の事物に付充分の取調を爲すべき考按なりしも不幸にして當時同監獄署長たる「レスブリーチ」氏は暑中休暇を得本國に歸省して不在なりき故に警察署長「ペドレー」氏代りて其事務を取扱ひ居りしも氏は監獄専門の人士に非らざるを以て近頃香港監獄事務改良の爲め本國より赴任せし上席看守長「クリグ」氏に依り説明を受くることとなりしと雖どもク氏は赴任日尙は淺さを以て該監獄に於ける微細に涉るの事況は周知せざるものゝ如し而して該國に於て事を調査するには日本に於て事を調査すると其趣を異にし何となれば執務官吏は比較的少數なり然れども小數の割合には處務の方法又極めて敏捷なり故に官吏と

しては日々の服務時間内に於ては一時間と稱する間隙も尙は吝み泰然腰を据へ緩々談話するを得ざるの實況なりき予は幸にして特に領事の依頼に依り暫く談話するを得たりと雖ども惜哉勤務時間に間隙なきが爲め是れ又晏如として對談數刻に涉ると言ふを得ざるなり加ふるに予は英語を能せざるが爲め止むを得ず通譯を雇伴して種々の質問を爲すの不便を感じ彼我情意貫徹せざる哉の憾みありしも僥倖にして監獄に關係する要點は大約ね遺漏なく調査を遂げたり而して旅行途中を幸とし清國廈門監獄を實見せんとして我が領事に謀りしに廈門監獄は万事最も不完全を極め監獄にして監獄の形体を爲さず行刑場に於て行刑の規矩なく從て之を一見するも資て以て參考とするの價值なきは勿論却て外國人に參觀せらるるを厭ふものゝ如し仍ち清國監獄參觀の念を斷ちたり要するに諸君の知らるゝ如く總ての國家事業に於ける清國の現況は到底泰西文明諸國と肩を伍して語る能はざるべしと雖ども就中監獄事業に至つては其甚しきを見るべし然るに行刑の慘虐を語るものは先づ指を露國に屈す露國及び歐洲の劣等國なるスベキン、ホルトガルの監獄と雖ども我が日本監獄よりも

進歩し又香港監獄に至つては英國にては最早已に廢物視し監獄として使用し得可からざるものなりしと言ふと雖ども予の如きは日本に於ける現在監獄を觀察し而かも又本島監獄を巡視し先入主となり不完全なる事况の幻影は未だ眼眸を脱せざるに當りて直ちに香港に航し其監獄を參觀したるを以て一層整理完全の監獄たる念を起したり去れば香港監獄と日本内地監獄とを對比せば香港は内地監獄より優ること數等なるべしと思考す蓋し臺灣の如き不完全なる監獄は洋の東西を問はず今世に於てあるべしと思はざるも是れ我が有に歸してより日尙は淺きの致す處又止むを得ざるなり然り即ち香港も英國の版圖に歸せし以來殆んど五十有四年を経過せり其當時に在りては假令監獄の形體は存在したるべしと雖ども其不完全の有様は實に驚く可きものにてありしならん乎然れども五十四年の長日月間世界に於て監獄改良の優等國と唱せらるゝ英國支配の下に立ちたるを以て今日の如く完整したるものに變せしと思ふときは敢て慚然驚くべきの要なしと雖ども曾て歐洲監獄の不備なるものより劣等なりとして聞知し今又一葦帶水を隔つる香港に斯る改善したる監獄あるべしとは實に

豫想の外なりし

然れども香港監獄は大陸諸國の監獄に比せば宛然廢物同様の觀を爲すものにして英國自身も其不完全なるを認め近來頻りに銳意改良の方法を講し其第一着手として監房は漸次悉く分房と爲すの方針を以て改革を始め已に分房監に二棟の改革は落成を告げたり思ふて茲に至れば一葦帶水を隔つる香港にして已に斯る監獄の進歩したるものあり我が臺灣監獄も豈に黙して今日の如くにして過ぎ去るべからず是非其漸次改造せざるべからず監獄の改良は以て一國の文野を卜するに足る吾が國は已に日清戰爭に依りて文明の程度を世界に紹介し將さに宇内の一等國に列せんとするの盛運なり然るに外人の最も注目し又南門の鎖鑰として頼む本島にして依然今日の如き監獄にて経過せば切角得たる帝國の赫々たる光輝も或は之れが爲めに滅却するの悲境を演せん吾人又思はざるべからざる處なり而して本島の監獄を改造せんと欲せば少なくとも香港監獄と同一程度のものならざるべからず要するに本島の監獄管理は地方長官の指揮監督の下にありて操縦せらるゝと雖ども將來監獄改良の必要よりして民政局直轄に移さるべからず若し夫

れ本島の監獄にして經濟其他の點に於て必ずしも地方長官の監督に委せざるべからざる理由の存するものあれば強て民政局直轄と爲すの要なしと雖ども今や台灣の總ての事業は創始にして地方長官の如きは殖産衛生蕃民撫育等の事業に忙はしく而かも消極的事業たる監獄に迄て及ばず餘力なかるべしと信ず况んや本島監獄の如きは國庫支辨にして必ずしも地方長官に委するの必要なく行刑の統一其他監獄行政事務に於て中央官廳に於て直轄するは寧ろ便益且事体の宜しきを得たるものにして改善の進歩も又其速かなるを見るべし加ふるに今や正さに監獄改造の必要目前に切迫するに於てをや

香港監獄は狹隘なる山腹に在り前面は香港警察署にして側面は香港裁判所なり斯く密接の關係を有する三衙宛然鼎足の姿を爲して接近するあれば日々拘置者の出入其他書類の贈答等に至る迄極めて便利を感ずるものゝ如し然れども香港は地勢宛かも孤鳴の如くにして高底常ならず爲めに平地に乏しく故に監獄の建設地も又一の傾斜する地盤なり之を以て日用物品の運搬等に不便を感ずると共に其運搬費の經濟上に及ぼす影響渺なしとせず次で壯嚴なる監獄の門に

入り行くこと数歩にして秩序頗る整然一見神聖なる刑の執行場たる形体を表彰すべき二室の建設あり即ち知る一は人民扣處にして一は門衛休憩所なり此の兩室間の幅大凡三四計りにして又一の鐵門ありて常に鎖鑰を施こし門衛者は日夜嚴然其傍らに立番し若し來訪者あるときは其要旨及姓名を聞き取り之を許否し此の門を入るときは左傍に二階造の建造物あり之れ即ち看守の寄宿舎なり宿舎は前に庇の如き出し掛けあり床はアスハルトを以て之を作り一室大凡八坪にして四人を入るゝの容積なるを以て四脚の寢臺を備へ室内頗る清潔にして凡ての裝置又秩序正しく整ひ一見居住に付ては不快の感を起こすことなかるべしと思考す之を以て吾が臺灣在職官吏の宿舎に對比せば其及ばざること實に遠しと言はざるべからず

看守の宿舎を出づれば又鐵門あり常に全部密閉して一名の看守守衛せり門の右脇は在監人接見所なり而して門を出ればカギ字形の事務所あり監房は是より一段の高處にあり又一の門を備設し營造の結構は不規則なる古式に屬するの感ありと雖ども略々放扇狀形を爲せり之を畫して空役房物置監病監懲罰監死刑

者留置房雜居房の六種に分類し而して各監房翼の双合する中央の廊下は日曜日の教誨場に充用し又其背後一段の低所に工場蒸室あり其の結構最も完全なり浴室は監房翼端に附設し一ヶ所毎にアスハルト製の浴槽二個づゝを備へ入浴中互に對面するを得ざるの裝置を以て二名づゝ入浴せしむるの結構なり之れ等は皆な舊來の建造物にして最近の建築に係るものは別構内にありて外部周圍の牆壁は御影石を以て築造し最も堅牢を極む英國に於ては牆壁の高さ總体二丈二尺を以て原則とせり故に香港も又其原則に則りて營造せり然れども香港監獄敷地は山腹傾斜の部分にありて外部の民屋を洞見するを得べき場處は特に三丈二尺の高さと爲せり

雜居房一室の容積は千五百八十立方「フイット」にして凡そ我が十疊敷なり之れに五人を收容し扉扉は巾三尺縦五尺なり中に三尺通りの穿靴所の裝置あり之れ亞細亞囚即ち土人を入るゝ處なり夏季には莞蔴枕は床に造り付けにして監房周圍の壁の厚さは二十二「インチ」即ち吾が二尺二三寸なり又甲乙監房の中壁は十二「インチ」にして煉瓦は汚水等を吸收するの患あるを以て悉く「ベンキ」を以て積らかに塗布せり之

れ蓋し鐵蓋の殘留又は不潔を來さざるの注意より常に洗滌せんが爲めなり窓は一房一個室房の後方高さ床上凡そ六尺己上の處にあり大さは「フイット」に「フイット」半にして扉扉に小孔を穿てり一孔は扉扉の下部三四寸の處にあり空氣の流通に便す一孔は視察孔として戒護官吏視察の便に供せり而して亞細亞囚に貸與する監房常置の器具は便器、掃除用ブラシ、飲水、容器等なり歐羅巴囚人に對しては居室全く異なり寢臺は鐵製にして上に白木綿の藁蒲團を備へ夏季も毛布一枚冬季二枚を貸與し并にテンプル及粗製の椅子を備ふテンプルは扉壁に蝶番を以て付着し故に使用のときは食臺又は卓子に供し而して平生は之を疊みて壁に放下し置くの構成にして頗る便利を感ずるものゝ如し便器は極めて簡便なる鐵製のものにして其狀形恰かも「バケツト」に髣髴たり而して之れに仕切を設け一部は大便秘一部は小便を爲すの構造となす中部は悉くコイルタを塗り加ふるに二重蓋と爲し蓋と容器との間隙より臭氣の放散を防ぐが爲めに其間に炭殺の如き土を入るゝ裝置なり分房拘禁は夜間のみにして大小二棟あり房數百五十二房なり其大なるものゝ容積は八百七十立方「フイット」にして小

なるものは七百六十五立方「フイット」なり又右監房の中央は廊下にして監房の兩端には鐵門あり夜間は巡警看守一人にて一棟を受け持ち看守長は常に其外部を巡視せり斯の如く構造の完備するが爲めに少數なる戒護者を以て充分なる戒護實を擧ぐるを得可きなり之を以て之を見るも監獄の改築は一時に巨數の資を投ずるにあらざれば之を成功する能はざるを以て皮想の見よりすれば一見無益の事業に屬するが如しと雖ども其改築したる後に於て生ずる行刑の利益を得るよりして其他諸般の經濟に及ぼす永遠の利益は前に投じたる改築費の幾層に倍加すべきは容易に想像の及ぶ處なり蓋し獄舎構造の不完に因て生ずる利害得喪は今や香港監獄の事況を叙述するに當り又正さに思ひ半ばに過ぎしとするものあり

監獄官吏は看守長以上は本國即ち英國人にして其以下は印度人なり而して看守以下の官吏に印度人を任用する重なる理由は香港は諸君御承知の如く氣候炎熱病魔輻輳の地にして看守の如き日夜勤務に従事する劇職は到底英國人の堪へ得る處にあらざるなり之れに反し印度人は資性朴直從順にして凡土人情に適し而かも一ヶ月の給料一人十七圓乃至二十一圓を

英文法略解
(English Grammar.)

凡ノ英文ハ八種ノ語辭ニ分類スルコトヲ得即下ノ如シ

1. Noun (名詞)
2. Pronoun (代名詞)
3. Adjective (形容詞)
4. Verb (動詞)
5. Adverb (副詞)
6. Preposition (前置詞)
7. Conjunction (接續詞)
8. Interjection (間投詞)

以上各種ノ語辭ヲ簡單ニ説明スレバ

1. Noun ハ物ノ名ヲ言顯ハス語ニシテ例ヘバ table (机) James (人名) 等ノ如シ
2. Pronoun ハ物ノ名ニ代リテ用ユル語ニシテ I (吾) you (汝) he (彼) it (其レ) 等ノ如シ
3. Adjective ハ物ノ性質又ハ分量ヲ言顯ハス語ニシテ 例ヘバ white (白) good (善) many (多) 等ノ如シ
4. Verb ハ物ノ働ヲ言顯ハス語ニシテ 例ヘバ go (往ク) speak (言フ) see (見ル) 等ノ如シ
5. Adverb ハ verb 又ハ adjective 又ハ他ノ adverbヲ變化形容スル語ニシテ 例ヘバ rapidly (速力ニ) much (大ニ) 等ノ如シ
6. Preposition ハ noun 又ハ pronounト他ノ語トノ關係ヲ言顯ハス語ニシテ 例ヘバ before (前ニ) on (於テ) 等ノ如シ
7. Conjunction ハ句ト句 又ハ語ト語ヲ接續スル語ニシテ例ヘバ and (及) or (或ハ) if (若シ一ナラバ) 等ノ如シ
8. Interjection ハ單ニ感動ヲ言ヒ顯ハス語ニシテ 例ヘバ Oh! Ah! Alas 等ノ如シ

以上八種ノ語辭ハ英文法上之ヲ parts of speechト云フ partハ部分ノ意ニシテ speechハ 說話ノ意ナリ之ヲ parts of speechト云フハ總テノ言文ハ之ヲ分類スレバ常ニ以上八種ノ單語ヨリ成ルヲ以テナリ以下更ニ序ヲ逐テ各 part of speechヲ説明スベシ

支給せば之を雇使するを得可くも英國人なるときは
 少なくとも一ヶ月百倍以上の給料を與へざるべからざ
 るのみならず常に病氣欠勤のもの多はく之を補充す
 るには勢ひ比較的多數の人員を使用せざるべからざ
 る不經濟を來す等の患あるに因れり併かし在監人の
 大部分は支那人にして言語不通のもの多し故に拘禁
 せらるるもの爲めには尠なからざる不利益を感ず
 るものも如し

看守の勤務時間は晝夜通して八時三十分と九時十五
 分との隔日勤務にして非番を與へず當時在監囚員五
 百余名にして看守は七十四名の定員なりしも戒護者
 に不足を感ずることなしと云ふ看守の採用は一定の
 規則を以てすると雖ども日本の如く警約年限なし而
 して職務教習の規程なく試験に合格したる者は直ち
 に見習看守と爲し三ヶ月間最も容易なる勤務に服せ
 しめ此の間に於て看守長は職務上百般の樞要なる訓
 示を爲し其習熟したる成績に依り始めて看守の辭令
 を交付するの規則なり而して若し政府に於て看守の
 職を免せんとする場合に於ては一ヶ月已前に其旨を
 本人に豫告し若し豫告せずして免ずるときは政府は
 一ヶ月間の俸給を看守に對し賠償するの義務あるも

のとせり故に自己に於て退職せんとする場合に於て
 も一ヶ月已前に其旨を出願するを要す若し豫告の時
 間なく直ちに解職を請ふときは政府に對し一ヶ月分
 の俸給を賠償すべき義務あるものとせり然れども懲
 戒免職に係るときは政府は賠償の義務を有せざるこ
 ととせり

被服保存の年限は一ヶ年にして夏服上下二着冬服上
 下一着靴一足外套は四年毎に一枚なり而して氣候の
 爲め其使用する時間少なきを以て破損するの虞ある
 ことなし

看守病氣の場合には監獄醫をして治療せしめ若し重病
 にして入院を要するものなるときは藥價の實費を以
 て官立病院に於て治療せしむ然れども若し花柳病又
 は自己の過失より招致する疾病に依り欠勤するとき
 は其間俸給は半額を支給するの規定なり

(未完)



第一章 Noun (名詞)

第一節 定義 (definition)

Noun 即名詞ハ有形無形ニ論ナク總テ物ノ名ヲ指サスモノナリ今例ヲ舉ゲテ之ヲ示セバ下ノ如シ

- 有形 { James, Milton, Elizabeth——人名
Rome, Boston, England——地名
Tree (木) river (川) thunder (雷)——物名
- 無形 { White (白キコト) wisdom (智能) purity (純粹ナルヲ)——物ノ性質
Reading (讀書) study (學習) thinking (考慮)——働キノ名

第二節 Noun ノ種類

- Noun ハ之ヲ分テ三種トス (1) common (2) proper (3) abstract 是ナリ
- (1) Common noun 即普通名詞ハ同種ノ物ニ盡ク用ヒラルベキ名詞ニシテ例ヘバ ship (船) book (書籍) flower (花) gold (金) 等ノ如シ
 - (2) Proper noun 即格稱名詞ハ或ル特別ナル一物ニ付スル名ニシテ人名地名等ハ此種ニ屬ス例ヘバ James, England 等ノ如シ
Proper noun ハ如何ナル場合ニ於テモ常ニ頭文字 (Capital letter) ヲ以テ書キ出スモノトス
 - (3) Abstract noun ハ物ノ性質又ハ動作ノ名稱ニシテ例ヘバ whiteness (白キコト) honesty (正直ナルコト) length (長サ) bravery (勇敢ナルコト) 等是ナリ

英語手引草

余ハ英文法略解ヲ掲ゲテ讀者ニ英語ノ何物タルヲ知ラシメント欲スル同時ニ多數讀者中ニハ全ク英字ヲ讀ミ得ザル人アラント慮リ茲ニ英語手引草ナルモノヲ掲ゲ聊カ其等諸君ノ爲ニ説明スル所アラント欲ス凡ソ英語ハ舊我國ニ於ケル五十音ノ如ク少數ノ文字アリ之ヲ綴合シテ種々ノ言語ヲナスモノナリ故ニ先其五十音ニ當ルベキモノ即チ英語ノ所謂 Alphabet (アルファベット) ヲ知悉スルコト第一ナリ乞フ下ニ掲グル所ニアリ其大要ヲ示サン

エー ビー シー ティー ー イー エフ ウー エグチ アイ ヴー ケー エル エム エヌ ナー ピー
 A B C D E F G H I J K L M N O P
 キュー アール エステイー ユー ヴィー ダブルユー エグクス ヴィー セット
 Q R S T U V W X Y Z

以上述べタルハ即 Alphabet (アルファベット) ニシテ總テノ言語ハ皆此廿六字ノ綴リ方ニヨリテ生ズルナリ
Alphabet ノ書方ハ前ニ掲ゲタルモノ、外猶二種アリ下ノ如シ但假名ニ異草ノアルガ如ク其書方異ナルモ讀方ニ於テ又用方ニ於テ毫モ差異アルニアラズ唯上ニ掲ゲタル書方ハ或ル特別ノ場合ニアラザレバ用ヒズ又下ニ掲グル二種ノ内ノ前者ハ書籍其他印刷物等ニ用ユルノミニシテ普通手書スルモノハ皆後者ノ書方ニ從フモノトス

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
 abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

(以下次號)